

令和 8 年 4 月

令和 8 年度主要事業及び新規事業

経済環境常任委員会

環
商
観
企
労

境
工
光
働

生
労
文
業
委

活
働
化
員

部
部
部
局
会

目

●環境生活部

令和8年度予算総括表	1
令和8年度主要事業及び新規事業	
環境政策課	2
水俣病保健課	7
水俣病審査課	8
環境立県推進課	10
環境保全課	14
自然保護課	21
循環社会推進課	25
くらしの安全推進課	27
消費生活課	31
男女参画・協働推進課	32
人権同和政策課	34

●商工労働部

令和8年度予算総括表	35
令和8年度主要事業及び新規事業	
商工政策課	36
商工振興金融課	40
労働雇用創生課	43
産業支援課	47
エネルギー政策課	50
企業立地課	52
販路拡大ビジネス課	57

次

●観光文化部

令和8年度予算総括表	59
令和8年度主要事業及び新規事業	
観光文化政策課	60
観光振興課	63
スポーツ交流企画課	68

●企業局

令和8年度予算総括表	69
令和8年度主要事業及び新規事業	71

●労働委員会

令和8年度予算総括表	76
令和8年度主要事業及び新規事業	77

令和8年度 当初予算 総括表

環境生活部

一般会計

(単位:千円)

課 名	本 年 度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国庫支出金	地方債	その他	
環境政策課	1,602,531	1,832,467	-229,936	18,333			1,584,198
水俣病保健課	8,666,540	8,333,772	332,768	6,600,903		3,219	2,062,418
水俣病審査課	307,822	293,227	14,595	148,251		1,000	158,571
環境立県推進課	679,343	621,435	57,908	65,603	10,000	3,633	600,107
環境保全課	492,090	672,652	-180,562	33,017		20	459,053
自然保護課	791,672	607,472	184,200	341,031	166,000	31,426	253,215
循環社会推進課	414,862	441,755	-26,893	47,803		126,672	240,387
くらしの安全推進課	217,325	218,625	-1,300	12,563		8,442	196,320
消費生活課	235,521	233,648	1,873	79,603		900	155,018
男女参画・協働推進課	349,007	248,708	100,299	8,441		12,966	327,600
人権同和政策課	331,499	280,470	51,029	129,534		6,000	195,965
一般会計 合計	14,088,212	13,784,231	303,981	7,485,082	176,000	194,278	6,232,852

熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

環境政策課	2,067,985	2,301,044	-233,059	429,285	106,000	1,532,700	
総 合 計	16,156,197	16,085,275	70,922	7,914,367	282,000	1,726,978	6,232,852

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考																										
<p>1 地下水保全推進本部の運営</p>	<p>1 事業目的 庁内関係部局が一体となって、課題解決に向けた取組を迅速かつ強力で推進し、熊本の宝である地下水の確実な保全を図るとともに、正確かつ分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消に繋げる。</p> <p>【本部】 知事（本部長）、両副知事、知事部局関係各部（公室）長、教育長 企業局長、県央・県北広域本部長</p> <p>【幹事会】 庁内関係所属長 ※市町村等の関係者に出席を依頼することができる。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 地下水量の保全に係る取組</p> <table border="1" data-bbox="680 740 1677 1048"> <tr> <td>①第二期熊本地域地下水総合保全管理計画の推進</td> <td>環境立県推進課</td> </tr> <tr> <td>②地下水位の継続的な監視</td> <td>環境立県推進課</td> </tr> <tr> <td>③冬期湛水事業</td> <td>環境立県推進課</td> </tr> <tr> <td>④阿蘇地域における地下水涵養の推進</td> <td>環境立県推進課</td> </tr> <tr> <td>⑤営農のみに頼らない涵養対策の検討</td> <td>環境立県推進課</td> </tr> <tr> <td>⑥セミコンテクノパーク周辺の道路排水計画</td> <td>道路整備課</td> </tr> <tr> <td>⑦新規工業用水道整備の推進</td> <td>企業局総務経営課</td> </tr> <tr> <td>⑧地下水取水量削減のための再生水導入に向けた検討</td> <td>庁内関係部局</td> </tr> </table> <p>(2) 地下水（河川含む）質の保全に係る取組</p> <table border="1" data-bbox="680 1096 1677 1287"> <tr> <td>⑨有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の調査・対応</td> <td>環境保全課・循環社会推進課</td> </tr> <tr> <td>⑩硝酸性窒素対策</td> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>⑪特定公共下水道整備の推進</td> <td>下水環境課</td> </tr> <tr> <td>⑫法令等規制物質の調査結果の公表</td> <td>環境保全課・下水環境課</td> </tr> <tr> <td>⑬法令等規制外物質・規制外物質の環境モニタリング</td> <td>環境保全課</td> </tr> </table> <p>(3) 情報発信 地下水保全に関する効果的な情報発信を行い、県民の不安解消に繋げる。</p>	①第二期熊本地域地下水総合保全管理計画の推進	環境立県推進課	②地下水位の継続的な監視	環境立県推進課	③冬期湛水事業	環境立県推進課	④阿蘇地域における地下水涵養の推進	環境立県推進課	⑤営農のみに頼らない涵養対策の検討	環境立県推進課	⑥セミコンテクノパーク周辺の道路排水計画	道路整備課	⑦新規工業用水道整備の推進	企業局総務経営課	⑧地下水取水量削減のための再生水導入に向けた検討	庁内関係部局	⑨有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の調査・対応	環境保全課・循環社会推進課	⑩硝酸性窒素対策	環境保全課	⑪特定公共下水道整備の推進	下水環境課	⑫法令等規制物質の調査結果の公表	環境保全課・下水環境課	⑬法令等規制外物質・規制外物質の環境モニタリング	環境保全課	<p>—</p>	
①第二期熊本地域地下水総合保全管理計画の推進	環境立県推進課																												
②地下水位の継続的な監視	環境立県推進課																												
③冬期湛水事業	環境立県推進課																												
④阿蘇地域における地下水涵養の推進	環境立県推進課																												
⑤営農のみに頼らない涵養対策の検討	環境立県推進課																												
⑥セミコンテクノパーク周辺の道路排水計画	道路整備課																												
⑦新規工業用水道整備の推進	企業局総務経営課																												
⑧地下水取水量削減のための再生水導入に向けた検討	庁内関係部局																												
⑨有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の調査・対応	環境保全課・循環社会推進課																												
⑩硝酸性窒素対策	環境保全課																												
⑪特定公共下水道整備の推進	下水環境課																												
⑫法令等規制物質の調査結果の公表	環境保全課・下水環境課																												
⑬法令等規制外物質・規制外物質の環境モニタリング	環境保全課																												

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>2 水俣病問題の解決に向けた対策の推進（チッソ株式会社金融支援）</p>	<p>1 チッソ株式会社に対する金融支援の経緯 チッソ株式会社に対する金融支援については、汚染原因者負担の原則（PPP）を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障がないように配慮し、併せて地域経済・社会の安定に資するため、昭和53年以降、同社に対して県債（患者県債）発行による支援が実施されてきた。 また、平成6年度から5年間の設備県債、平成7年水俣病問題政治解決に伴う一時金支払資金に係る金融支援が行われた。 平成9年度以降、自民党水俣問題小委員会及び政府において、金融支援に係る中長期的観点からの検討が進められ、金融支援抜本策が平成12年2月8日の閣議で了解された。</p> <p>2 平成12年金融支援抜本策の概要 チッソ株式会社が「チッソ再生計画」の着実な実施により、平成12年度以降、年間53億円を上回る経常利益を確保することとしていること等を踏まえ、国はチッソ株式会社が患者県債の発行によらず、経常利益の中から患者の補償金を優先的に支払っていくことを支援するため、患者県債方式を平成12年度下期以降廃止し、既往公的債務について以下の措置を講ずるとされた。 (1) 県は、チッソ株式会社が経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を行う。 (2) 国は、県が支払猶予等を行う場合に県債償還に支障をきたさぬよう支払猶予等相当額の8割を一般会計からの補助金により、2割を地方財政措置により手当する。 この地方財政措置については、政府資金引受けによる特別な県債を発行し、元利償還金については地方交付税措置を行う。</p> <p>なお、チッソ株式会社に対する金融支援に関して、万一不測の事態が発生した場合には、従来閣議決定に基づき、国において「万全の措置」を講ずる旨閣議了解（平成12年2月8日）されている。</p>	<p>チッソ（株）に対する貸付けに係る県債償還等特別会計</p> <p>2,067,985</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(2 水俣病問題の解決に向けた対策の推進(チッソ株式会社金融支援))	<p>3 チッソ株式会社の経営状況及び平成7年水俣病問題政治解決一時金貸付の支払猶予について</p> <p>令和2年5月、チッソ株式会社の事業会社であるJNC株式会社単体の令和元年度決算が、経常利益目標額53億円を下回る額となったことから、国がチッソ株式会社に対して業績改善計画(令和3～6年度)の策定を要請。県は国から返済猶予の協力要請がなされたこと等を踏まえ、同計画期間内(令和3～6年度)において、平成7年水俣病問題政治解決一時金貸付の返済猶予を実施した。</p> <p>令和2年度の業績改善計画策定以降、チッソ株式会社は着実に計画値を達成してきたが、国際情勢の変化等の影響もあり、令和5年度以降、計画値を下回る見通しとなったため、令和6年1月、同社から国・県に対し、新たな業績改善計画の策定(令和5～9年度)及び貸付金返済猶予の申入れがあった。この申入れ及び国からの協力要請がなされたことを踏まえ、県は、新たな計画の取組期間である令和7・8年度に償還期を迎える「平成7年政治解決一時金貸付」の返済について、平成12年金融支援抜本策に基づく「返済可能な範囲」を超える部分についての返済猶予を決定。チッソ株式会社は令和6年2月、新たな業績改善計画(令和5～9年度)を策定した。</p>		

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計
(令和8年度予算措置額)

(歳出)

(単位：千円)

款	予 算 額	財 源 内 訳			説 明
		国支出金	地方債	その他	
1 チッソ (株) 貸付費	536,607	429,285		107,322	患者県債に係る元利償還 元金 515,210 利子 21,397
2 水俣病問題解決支援財団 出資費	23,716			23,716	(財)水俣病問題解決支援財団出資債に係る元利償還 元金 23,354 利子 362
3 支援措置費	751,198		106,000	645,198	地方財政措置としての特別県債による貸付金 106,000 特別県債に係る元利償還 元金 608,942 利子 36,256
4 一時金支払関係支援費	756,464			756,464	一時金支払支援に係る県債に係る元利償還 元金 709,652 利子 46,812
歳 出 合 計	2,067,985	429,285	106,000	1,532,700	

(参考) チッソ株式会社の公的債務残高

令和8年3月31日現在 (単位：億円)

	患者県債	へドロ立替債	設備県債	H7一時金県債	H22一時金県債	特別県債	合計
債務残高	585.4	159.2	94.6	105.3	993.2	208.9	2,146.6

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>3 「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進</p>	<p>平成25年10月に本県（熊本市及び水俣市）で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において水俣条約が採択され、日本は平成28年2月2日に締結した。</p> <p>平成29年5月には条約締結国が50か国を超え、同年8月16日に発効した。</p> <p>本県では、水俣条約の意義等の理解促進を図るとともに、水銀フリー社会の実現に向け、①水銀含有廃棄物の適正処理の推進、②水銀専門家の育成支援、③国内外に向けた水銀フリーに関する情報発信などの取組を実施している。</p> <p>※水銀フリー社会の実現</p> <p>水俣病のような悲劇を二度と起こさないため、水銀が含まれる製品を使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄すること等により、最終的に水銀が使われなくなる社会を目指す。</p> <p>1 水銀含有廃棄物の適正処理の推進 水銀含有廃棄物処理施設の監視指導を実施する（循環社会推進課）。</p> <p>2 連携大学院における水銀専門家の育成支援 熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院において、水銀研究を行う海外からの留学生（水銀研究留学生）に対する支援（奨学金の給付等）を行う。</p> <p>※連携大学院 国立水俣病総合研究センターの研究者に熊本県立大学教員の身分を付与し、熊本県立大学の大学院生や水銀研究留学生が当該研究者の指導のもと、水銀研究を行うもの。平成25年6月に熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターが連携協定を締結している。</p> <p>3 国内外に向けた情報発信 水銀フリー推進に係るパンフレット、啓発動画等を活用した情報発信に引き続き取り組むとともに、水銀に関する理解を深め、水銀フリーを実践できる人材の育成を図ることを目的として、県内の中学生、高校生、大学生等を対象とした出前講座を実施する。</p> <p>なお、令和8年度から、熊本県立大学の水銀研究留学生が県内の高校を訪問し、講話や交流を行う出前講座を新たに実施する。また、水銀研究留学生にフォーカスした情報発信ツールを作成し、出前講座や国内外の学会等での情報発信に活用する。</p>	22,946	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：水俣病保健課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考						
1. 医療対策の推進	水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分等を給付する。	7,967,625							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水俣病被害者手帳</th> <th>医療手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根 拠</td> <td>水俣病被害者救済特別措置法</td> <td>平成7年の政治解決</td> </tr> <tr> <td>給付内容 (概要)</td> <td> ○医療費、介護費用(医療系サービス)の自己負担分 ○はり・きゅう施術療養費及び温泉療養費(月額上限7,500円) ○療養手当(一時金等該当者のみ) ・月額14,400円～19,200円 (R8.4診療分より物価スライド導入) </td> <td> } 同左 ○療養手当 ・月額18,600円～24,900円 (R8.4診療分より物価スライド導入) </td> </tr> </tbody> </table>				水俣病被害者手帳	医療手帳	根 拠	水俣病被害者救済特別措置法	平成7年の政治解決
	水俣病被害者手帳	医療手帳							
根 拠	水俣病被害者救済特別措置法	平成7年の政治解決							
給付内容 (概要)	○医療費、介護費用(医療系サービス)の自己負担分 ○はり・きゅう施術療養費及び温泉療養費(月額上限7,500円) ○療養手当(一時金等該当者のみ) ・月額14,400円～19,200円 (R8.4診療分より物価スライド導入)	} 同左 ○療養手当 ・月額18,600円～24,900円 (R8.4診療分より物価スライド導入)							
2. 水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実	水俣病に関する情報を広く伝え、偏見・差別の解消等を図るとともに、水俣病患者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健福祉の充実を図る。								
	1 水俣病関連情報発信事業 水俣病公式確認70年を契機とした語り部シンポジウムの開催等、国内外での水俣病に関する情報発信	35,403							
	2 水俣病関連情報発信支援事業 水俣市等が行う水俣病に関する情報発信の支援	72,984							
	3 胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業 胎児性・小児性患者等の地域での暮らしを支える日常生活の支援及び外出や旅行等社会参加の支援	91,313							
	4 環境・福祉モデル地域づくり推進事業 地元市町や福祉施設等で構成する水俣病被害者等保健福祉ネットワークの運営や、水俣市等による慰霊やもやい直しの取組、水俣病公式確認70年地域提案事業等への支援	63,609							

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：水俣病審査課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 水俣病認定審査業務	<p>公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づく水俣病の認定申請者について、疫学調査、認定検診等を実施し、認定審査会での審査のうえ、知事による認定又は棄却の決定を行う。</p> <p>1 水俣病認定審査業務の推進 公健法に基づく水俣病の認定申請者について、次のとおり、認定審査業務を進める。</p> <p>(1) 疫学調査・検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自覚症状、家族状況、魚介類摂取状況等について、県職員による聴き取り調査を実施 ・ 水俣市立総合医療センター等において県から派遣した医師による検診又は医療機関への委託検診を実施 <p>(2) 審査、認定又は棄却の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定審査会（委員10人、専門委員12人で構成）を開催 ・ 知事による認定又は棄却の決定 <p>※公健法に基づく現在の認定申請者数：221人（令和8年3月末現在）</p> <p>2 水俣病認定申請者治療研究事業 指定地域に5年以上の居住歴があり、申請後1年（一定の症状がある者は6カ月）を経過した認定申請者に対して、認定又は棄却の決定があるまでの間、医療費等を支給</p> <p>※対象者数：95人（令和8年3月末現在）</p> <p>3 水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業 熊本大学と水俣・芦北地域の医療機関等における水俣病診療ネットワーク構築に要する経費</p>	<p>72,189</p> <p>19,958</p> <p>20,000</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：水俣病審査課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 訴訟等対応業務	<p>公健法に基づく棄却の決定に係る行政不服審査（再調査の請求及び審査請求）並びに水俣病に関する訴訟への対応</p> <p><令和8年3月末現在の状況></p> <p>①訴 訟 10件</p> <p> 国家賠償等請求訴訟 4件</p> <p> 水俣病認定義務付等請求訴訟 6件</p> <p>②行政不服審査 31件</p> <p> 再調査請求 1件</p> <p> 審査請求 30件</p>	40,198	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 地球温暖化対策の推進	<p>「2050年県内温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指し、行政、県民、事業者等、県全体で「地球温暖化対策」に取り組む。 また、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための「適応策」にも取り組む。</p> <p>1 県民ゼロカーボン行動促進事業 家庭におけるCO₂削減に効果的な行動等を促進するための普及啓発等を実施する。 (1) ゼロカーボン行動ブック及び各種広報媒体を活用した普及啓発、環境教育等の実施 (2) 気候変動の影響等に関する情報収集、適応策の普及啓発 (3) 九州各県との連携（九州環境アプリの運用、推進） 等</p> <p>2 2050くまもとゼロカーボン推進事業 再エネ導入等の県の率先行動、事業者のCO₂排出削減の促進、自動車からの排出量削減に向けた啓発等に取り組む。 (1) 県条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」を活用した事業者の省エネ設備への更新や燃料転換を促進するためのサポート体制の運用 (2) 中小企業等を対象とした脱炭素に関するセミナー等の実施 (3) エコカーやエコドライブの普及啓発、トラック輸送等の環境負荷軽減に関するセミナー開催等 (4) 県有施設への「初期投資ゼロモデル」を活用した再エネ設備導入 (5) 県内市町村の地球温暖化対策実行計画策定、再エネ導入等の取組への支援 (6) 公用車へのEV導入（令和8年度導入のEVに必要な充電器の設置等） (7) バイオディーゼル燃料を用いた移動式急速充電器の運用</p> <p>3 地球温暖化防止活動推進事業 県の地球温暖化防止活動推進センターと連携し、県民等の取組を促進する。</p>	<p>9,340</p> <p>75,897</p> <p>3,741</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 地下水の保全	<p>地下水は「公共水」との認識のもと、地下水の恵みを将来にわたって県民が享受し、活用していくことができるよう地下水保全対策を推進する。</p> <p>1. 地下水保全条例円滑施行事業 熊本県地下水保全条例（平成3年4月施行）の円滑かつ適切な運用により、地下水採取者が行う地下水涵養対策や地下水使用合理化対策の取組を促進する。 (1) 条例に基づく保全対策の推進 (2) 県設置観測井の地下水位の常時監視</p> <p>2. 阿蘇グリーンインフラモデル形成支援事業 熊本地域内の地下水涵養を支える白川の水量を保全していくため、白川の源泉となる阿蘇地域のグリーンインフラを維持・再生する活動を支援する仕組みの構築を図る。 (1) 阿蘇地域の地下水涵養支援 (2) 阿蘇地域の涵養の効果検証</p> <p>3. 水保全協働推進事業 (公財)くまもと地下水財団と協働して、行政、事業者、県民が一体となった水保全対策を行う。 (1) くまもと地下水財団の運営支援 (2) 第二期熊本地域地下水総合保全管理計画の推進</p> <p>4. 地下水位ビジュアライズ発信事業 地下水位への影響や各種対策による効果の見える化により、正しい情報を適宜・適切に発信することで、地下水に関する県民の不安払拭を図る。 (1) 地下水位リアルタイム発信体制の運用及び老朽化した水位計の更新 (2) 流域水循環モデルによる地下水量のシミュレーション</p>	<p>9,415</p> <p>29,409</p> <p>19,087</p> <p>16,837</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 有明海・八代海等の再生	<p>有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき策定した「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」や、県議会の「提言」に沿って、国や関係県等とも連携しながら、海域環境の保全・改善及び漁業の振興を全庁的に推進するとともに、地域の住民及び民間団体等の有明海・八代海等の海域環境に関する正しい理解を促進し、地域における自主的な環境保全活動の活性化を図る。</p> <p>1 有明海・八代海再生推進連携事業</p> <p>(1) 推進連携・普及啓発事業 有明海・八代海等の再生に向けた関係県及び関係省庁との連携・調整</p> <p>(2) 再生推進対策検討事業</p> <p>① 令和5年度に緑川河口の干潟に設置した河川流域の砂礫による底質改善効果を検証するため、砂礫設置後のアサリの生育状況や底生生物の増減、砂礫の動態に関するモニタリング調査を継続する。</p> <p>② 八代海湾奥部について、環境保全と防災の両立に向け、地元市町等と方向性の検討等を実施する。</p>	4,436	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>4 環境教育・学習の推進</p>	<p>将来を担う子ども世代を対象に、地球温暖化など様々な環境問題の解決に向けて自ら行動できる環境教育を実施するとともに、子どもへの教育を通じて家庭・地域への環境保全の意識浸透を図る。</p> <p>1 環境センター運営事業 環境学習の拠点施設として、環境情報・環境学習の機会提供や地域における環境保全活動の推進を図る。</p> <p>2 環境教育相互連携推進事業 (1) 教育委員会と連携した「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の実施 (2) 県内の小中学校や保育園等に出向き、熊本の環境に関する様々な内容の講義を実施 <主な内容> ・地球温暖化対策（気候変動の影響、ゼロカーボンの取組等） ・有明海・八代海等の再生（海洋プラスチックごみ問題等） ・地下水保全（熊本の地下水、節水の取組、水質保全等） (3) 市町村と連携した「くまもと・みんなの川と海づくりデー」の実施 (4) 環境センター水環境アドバイザーの派遣、中学生水の作文コンクールの実施 (5) 環境センター来館者100万人突破記念イベントの実施 (6) 効果的な環境教育の推進に向けたニーズ調査等の実施</p>	<p>40,892</p> <p>40,606</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 総合的な生活環境保全対策の推進	<p>1- 事業目的 生活環境の保全、公害防止に係る情報を一元化し、生活環境保全対策の総合的な推進を行う。</p> <p>また、騒音、振動及び悪臭問題対策に取り組み、住民の生活環境を保全するとともに、航空機騒音及び新幹線騒音の調査を行う。加えて、騒音規制法に基づき自動車騒音の状況の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 環境関係連絡調整費 公害苦情・紛争の円満な解決を図るとともに、市町村の公害苦情処理の支援を行う。 また、モバイルアクセス可能な熊本県公害関係届出等台帳システムを用いた公害関係届出及び立入検査の一元管理を行う。</p> <p>(2) 大気生活環境対策事業</p> <p>① 市町村に対し公害防止技術等に係る支援・指導を行う。また、必要に応じて騒音、振動、悪臭に関する規制地域及び規制基準の見直しを行う。</p> <p>② 空港周辺9地点（県実施7地点）において航空機騒音の調査を行い、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p>③ 新幹線鉄道騒音の調査を行い、環境基準の達成状況を把握する。環境基準超過が確認された場合は、九州旅客鉄道(株)及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対策を要請する。</p> <p>(3) 自動車交通公害対策事業 県内の主要道路（町村区域のみ）の騒音強度を実測又は推測により把握し、道路沿線の住宅の環境基準達成状況を面的に評価する。</p>	21,123	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 開発における環境配慮の推進	<p>1 事業目的 「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」及び「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」の的確な運用により、様々な開発における環境配慮の推進を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 環境影響評価審査費 環境に影響を及ぼす恐れのある大規模開発に際し、事前に事業者が実施する環境影響評価法及び条例に基づく環境影響評価について、住民、関係市町村、専門家等からの意見を踏まえて審査を行う。</p> <p>(2) 公共事業環境配慮推進事業 環境影響評価法及び条例の対象とならない比較的小規模な県公共事業について、自主的な環境配慮を行うための手続きを定めた県要綱等に基づき、事業に係る環境配慮の取組を積極的に推進する。</p>	8,711	
3 水道事業の推進	<p>1 事業目的 第2期県水道ビジョン(令和7年3月公表)の基本方針に沿い、水道水の安全の確保(安全)・確実な給水の確保(強靱)・供給体制の持続性の確保(持続)を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 水道事業基盤強化(広域化)推進 水道事業の将来にわたる安定的な事業運営のため、県水道広域化推進プラン(令和5年3月公表)に基づき、広域連携・広域化など基盤強化への取組を市町村と連携して推進する。</p> <p>(2) 水道施設整備事業 市町村等が実施する水道施設整備に係る国庫補助事業の指導監督等を行う。</p>	19,602	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(3) 水道事業の推進)	<p>(3) 上水道費 水道法に基づく水道事業の認可及び維持管理の適正化等について水道事業者の指導監督を行うとともに、水道未普及地域における飲用井戸等の衛生確保を図る。</p> <p>(4) 水道広域化施設整備利子補給事業 熊本県八代工業用水の未利用水を上水に転用して水道の用水供給事業を実施している上天草・宇城水道企業団に対して、その企業債償還利子について助成を行う。</p>		
4 水質保全対策の推進	<p>1 事業目的 水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するとともに、工場・事業場に立入検査を行い、必要な改善指導を実施する。 また、半導体関連企業が集積する地域の周辺において規制外物質の環境のモニタリングを実施するとともに、県内の河川及び地下水において有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）の環境調査等を実施する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 規制外物質等環境モニタリング事業 セミコン周辺等の河川・地下水など水質の金属類及び化学物質、大気の水銀類について、季節ごとにモニタリングを実施する。なお、調査結果は、専門家で構成する委員会で検証し、新たな工場の稼働前後の変化を客観的かつ科学的に確認する。</p> <p>(2) 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）対策事業 県内の河川、地下水及び海域79地点において、PFOS及びPFOAの環境調査を実施する。また、飲用井戸等30地点において衛生検査を実施する。</p>	88,376	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>(4 水質保全対策の推進)</p>	<p>(3) 地下水質監視事業 地下水質の汚染の状況を効果的・効率的に把握するため、水質汚濁防止法に基づく「地下水の水質測定計画」により、約260井戸の調査を実施する。 また、工場・事業場の有害物質の使用管理状況を把握するため、熊本県地下水保全条例等に基づき約100事業場を対象に立入検査を行い、必要な改善指導を実施する。</p> <p>(4) 硝酸性窒素対策事業 県基本計画に基づき、濃度低減に関する更なる取組が必要な11の取組推進市町村等における個別計画策定について、重点的な支援を実施する。 また、熊本地域及び荒尾地域の削減計画に基づき、関係機関と連携した対策等を推進する。</p> <p>(5) 水質環境監視事業 公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の水質測定計画」により、河川55地点、湖沼1地点、海域51地点の計107地点で水質調査を実施する。 また、水俣湾環境対策基本方針に基づき、水俣湾の環境状況を把握する。</p> <p>(6) 水質汚濁規制事業 工場・事業場の排水基準の遵守状況を把握するため、水質汚濁防止法等に基づき約300事業場を対象に立入検査を行い、必要な改善指導を実施する。</p>		

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
5 大気保全対策の推進	<p>1 事業目的 大気汚染防止法等に基づき、ばい煙や粉じんの規制事務を行うとともに、大気汚染状況の常時監視を行い、緊急時にはスモッグ注意報等を発令するなど、大気環境の保全を図り、県民の健康被害の未然防止に努める。 また、アスベスト問題は、県民の生命・健康に関わる重大な問題であることから、県民の不安への対応及び実態の把握とともに、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく申請に適切に対応する。 加えて、アスベストを含む建築物の解体工事等に伴う大気中へのアスベスト飛散による県民の健康被害の未然防止を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 大気汚染規制事業 ばい煙発生施設、粉じん発生施設、VOC（揮発性有機化合物）対象施設、水銀排出施設の届出指導、立入調査及び基準不適合施設への改善指導を行う。また、必要に応じて排ガスの行政検査を実施する。</p> <p>(2) 大気環境監視事業 ① 県内35局における光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄など大気汚染物質の常時監視調査の実施 ② 県ホームページにおけるリアルタイム観測データの公開 ③ 緊急時情報について、市町村等関係機関への一斉同時FAX及びメール送信、並びに県民から登録いただいた携帯電話等への一斉メール送信 ④ 常時監視局がない地域における移動測定車を活用した大気汚染状況調査 ⑤ PM 2.5の成分調査の実施</p> <p>(3) テレメータ管理運営事業 測定機器類の管理運営を行う。</p>	67,967	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(5 大気保全対策の推進)	<p>(4) 石綿健康被害救済制度、相談対応等 石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方を対象とした石綿健康被害救済制度についての相談対応及び県内各保健所において救済給付の申請受付を行っている。</p> <p>(5) 特定粉じん排出等作業監視事業 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業が行われる際に、作業基準が遵守されているか監視するとともに、アスベストの漏洩が無いか大気中濃度調査を実施する。</p>		
6 化学物質対策の推進	<p>1 事業目的 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質等の常時監視及び工場・事業場の排ガス・排水の規制、立入指導等を行うなど、ダイオキシン類による環境汚染防止を図る。 また、環境省からの委託による化学物質の環境汚染実態調査を行うとともに、浦川流域の化学物質(PCP)汚染対策及び化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づく対応等に取り組む。</p> <p>2 事業概要 (1) ダイオキシン類環境監視事業 県下を4ブロックに分割して、毎年度1ブロックを調査。令和8年度は菊池・阿蘇・上益城地域において、大気・公共用水域(水質・底質)・地下水・土壌の環境調査を実施する。</p> <p>(2) 工場・事業場調査事業 対象施設の届出指導、立入調査及び基準不適合施設への改善指導を行う。 また、必要に応じて排ガスの行政検査を実施する。</p>	3,565	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(6 化学物質対策の推進)	(3) 化学物質対策事業 ① 環境省からの委託により、環境中における様々な化学物質の残留状況について調査を行う。 ② PCPが検出された浦川流域において、河川水や工場敷地内の井戸水等の調査を継続し、PCPによる生活環境保全上の支障を未然に防止する。 ③ PRTR法に基づく排出量等の届出受付事務等を行う。		

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 自然環境の保全	<p>1 事業目的 本県の優れた自然環境を県民の貴重な財産として次の世代に引き継ぐため、熊本県自然環境保全条例に基づき保全すべき地域を指定し、地域の保全対策を実施する。 また、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき、希少野生動植物を指定、保護することにより自然環境や生物多様性の保全に努める。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 生物多様性くまもと戦略推進事業 自然環境保全地域等の保全対策を行い、自然環境を健全な状態で維持するとともに、自然ふれあい指導員の活動推進や生物多様性に関する普及啓発を行う。また、国際NGO等が7月に熊本市で開催するネイチャーポジティブサミットの機運醸成を図る。</p> <p>(2) 希少野生動植物保護対策事業 レッドデータブック等改訂、保護対策種や保護区の指定に関することなど、希少野生動植物の保護対策に関する専門的な検討を行う。 また、県内の希少野生動植物の現状把握のための生息状況調査を行う。</p>	<p>4,439</p> <p>3,403</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 自然公園の保護・利用	<p>1 事業目的 国定及び県立自然公園区域内での開発等の行為に対する制限等により、適正な保護に努める。 また、訪問者が快適に利用できるよう、国立、国定及び県立自然公園等の歩道、休憩所、ビジターセンターなどの施設の整備や維持・管理を行う。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 自然公園利用事業 県有自然公園施設及び九州自然歩道の清掃管理委託・施設整備・補修等を行うとともに、天草・富岡の各ビジターセンターの指定管理者等への管理委託を行う。</p> <p>(2) 自然公園等施設リニューアル事業 快適で安全な観光、レクリエーション活動を促進するため、県有自然公園施設のリニューアルや修繕等の維持管理を行う。</p> <p>(3) 国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業 国定公園及び九州自然歩道等で地方公共団体が整備した利用施設の国際化対応の施設整備等を集中的・重点的に推進し、来訪者の受入環境を整備する。</p> <p>(4) 国立公園満喫プロジェクト推進事業 阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園において、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現するために県有公園施設の新設・改修及び市町村に対する助成等を行う。</p> <p>(5) 自然公園施設等災害復旧事業（単独事業分） 令和7年8月豪雨により被災した矢部周辺県立自然公園（山都町）の県有施設を速やかに復旧し、安全で快適な自然公園の利用を推進する。</p>	<p>55,802</p> <p>21,946</p> <p>16,075</p> <p>411,518</p> <p>50,000</p>	<p>新規事業</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>3 野生鳥獣の保護・管理及び狩猟</p>	<p>1 事業目的 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4～8年度）」、「第二種特定鳥獣管理計画（令和4～8年度）」等により有害鳥獣捕獲等の管理を実施し、農林水産業被害を軽減するとともに、鳥獣保護区等の指定による野生鳥獣の保護を実施する。また、鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣の保護や保護についての指導・助言を通し、野生鳥獣の保護思想の普及啓発を促進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 鳥獣保護等推進事業 野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣保護管理員の配置、指導取締、鳥インフルエンザサーベイランス、野生イノシシの豚熱調査等を実施する。</p> <p>(2) 特定鳥獣適正管理事業 シカについて、適正生息頭数へ早期に誘導し、森林被害等の早期軽減を図るため、有害鳥獣捕獲を行う市町村に対する補助を行う。また、狩猟者数の増加に向けて、高校生等の若い世代を対象に、狩猟に関する講義や模擬体験等を実施する。</p> <p>(3) 狩猟免許試験・登録事業 狩猟の適正化のため、狩猟免許試験を実施し免許状を交付するとともに、狩猟免許の更新や狩猟者登録等を実施する。</p> <p>(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）について、適正生息頭数へ早期に誘導し、農林産物への被害軽減を図るため、県が実施主体となって、管理捕獲を実施する。</p> <p>(5) 狩猟わな猟マイスター育成事業 銃猟従事者が銃の知識及び技術を早急に習得できるよう射撃練習等に係る技術向上研修を行う。</p> <p>(6) 鳥獣保護センター管理運営事業費 傷病鳥獣の受け入れ・治療・給餌・野生に戻すためのリハビリを施し、山野に放鳥又は放獣するまでの業務を委託により実施する。</p>	<p>16,214</p> <p>30,223</p> <p>10,536</p> <p>34,896</p> <p>8,000</p> <p>19,466</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 外来生物防除対策	<p>1 事業目的 本県の野生動植物の生息・生育を脅かし、県民生活に被害を与える恐れのある特定外来生物の侵入を防止するとともに、既に侵入した特定外来生物の駆除等を実施する。 また、特定外来生物に関する情報の収集発信を行い、注意喚起を促す。</p> <p>2 事業概要 (1) 特定外来生物防除対策事業 特定外来生物であるアライグマの根絶を図るため、防除体制の構築、研修会開催、市町村の対策への補助等の防除対策を実施する。</p> <p>(2) 特定外来生物スバルティナ属防除対策事業 全国でも愛知県、熊本県及び山口県だけに自生するスバルティナ属(和名ヒガタアシ)について、関係者で協議会が設立されており、県が環境省等と連携して防除を行う。</p>	<p>2,700</p> <p>10,000</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：循環社会推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>1 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進</p>	<p>1 事業目的 循環型社会の形成を目指し、①廃棄物の排出抑制(リデュース)②再使用(リユース)③再生利用(リサイクル)の3Rについて、生産や流通、消費等の各段階において、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行の取組を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) サークュラーエコノミー(以下「CE」という。)移行支援事業 大量消費・大量廃棄型の経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム(循環経済)を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CE普及促進 CE研究会の開催やパンフレット等を作成し、市町村、事業者、県民への普及促進を図る。 ・CE相談体制構築 事業者向けの相談窓口を設置し、県、(公財)くまもと産業支援財団、(一社)熊本県産業資源循環協会の3者で連携してCEの事業化支援を行う。 ・CE認証 リサイクル製品の認証審査に加え、新たに環境配慮設計及びCEに資するサービス事業の認証審査を行う。 ・市町村支援 市町村に対し、プラごみをはじめとする資源化可能なごみの分別回収拡充等に取り組む際の初期費用を補助する。 ・事業者支援 リサイクル製品製造等施設の整備の補助に加え、新たに環境配慮設計の研究開発やCEに資するサービス事業の社会実装等への補助を行う。 	<p>47,437</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：循環社会推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 廃棄物の適正処理の推進	<p>1 事業目的 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の搬出入、保管、廃棄物処理施設の建設・維持管理に対する指導等により廃棄物の適正処理を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 不法投棄等防止対策事業 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の発生防止、投棄現場等の早期改善を図る。 不法投棄の未然防止を図るため、廃棄物監視指導員によるパトロール等を実施する。</p> <p>(2) 産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業 収集運搬業許可申請及び産業廃棄物管理票に関する事業者への指導・研修等を実施する。</p> <p>(3) 海岸漂着物対策推進事業 国の補助金を活用して、市町村における海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策を支援すると共に、農業、漁業団体と連携したプラスチック資材の流出防止を行う。</p> <p>(4) エコアくまもと環境教育推進事業 循環型社会の形成に向け、環境教育や施設見学、災害廃棄物処理に係る啓発を実施する。</p>	<p>40,079</p> <p>21,000</p> <p>47,927</p> <p>16,212</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 総合的な交通安全対策の推進	<p>1 事業目的 第12次熊本県交通安全計画（計画期間：令和8～12年度）に基づき、県民に対する交通安全思想の普及啓発や交通事故に伴う損害賠償等に係る相談業務など、交通安全に関する各種施策を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 交通安全総合対策費 熊本県交通安全推進連盟（会長：知事。事務局：くらしの安全推進課）が行う交通安全運動や県民に対する交通安全思想の普及啓発、交通事故防止等に要する経費への補助を行う。</p> <p>(2) 交通事故被害者対策費 交通事故相談所を設置し、損害賠償の内容、賠償額の算定基準、示談の仕方、自賠責保険の請求方法等に関する相談業務を行う。</p>	<p>3,481</p> <p>7,170</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 安全安心まちづくりの推進	<p>1 事業目的 防犯に関する広報啓発、自主防犯活動団体の育成等を通じて、犯罪の起きにくい安全で安心な地域社会の実現を目指す。また、犯罪被害者等が一日も早く再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に対する支援を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づき、行政、県民、事業者等が連携・協働して、犯罪の起きにくい安全安心まちづくりを推進する。 ・第二次熊本県再犯防止推進計画（計画期間：令和6～10年度）に基づき、再犯防止の支援機関を含めた連絡協議会を開催するとともに、広報啓発活動を行う。 <p>(2) 犯罪被害者等支援推進事業</p> <p>熊本県犯罪被害者等支援条例及び第5次熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（計画期間：令和8～13年度）に基づき、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援のための多機関ワンストップサービス体制を、県警や早期支援団体と連携して運営する。 ・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」の運営委託業務を行う。 ・犯罪被害の直後から犯罪被害者等に発生する当面の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給する。 	<p>1,528</p> <p>36,279</p>	<p>新規事業</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>3 食の安全安心の確保</p>	<p>1 事業目的 食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食の安全安心」という。）を確保するため、「熊本県食の安全安心推進条例」、「くまもと食の安全安心のための基本方針」及び「熊本県食の安全安心推進計画（計画期間：令和7～10年度）」に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 食の安全安心確保対策事業 県、県民、関係団体等が連携し、くまもと食の安全安心県民会議、食の安全セミナー等を開催し、食の安全安心確保に関する取組の県民への普及啓発を実施する。また、県職員出前講座等により、食品表示等に係る学習機会を提供する。</p> <p>(2) 食品品質表示指導事業 食品表示法等に基づき、事業者の適正な食品表示に向けた監視・指導及び消費者への普及啓発等の取組を推進する。 また、県産農林畜水産物の産地偽装防止のため、産地偽装110番による情報収集に加え、小売店への抜き打ち調査の実施、「熊本県産あさりを守り育てる条例」の周知を行う。</p>	<p>610</p> <p>2,099</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 総合的な青少年施策の推進	<p>1 事業目的 「熊本県少年保護育成条例」に基づき、青少年の健全育成を支援するための各種施策を推進するとともに、健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から少年を守る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) グローバルジュニアドリーム事業 県内の小・中・高校生を対象に、講話や台湾への海外派遣及び現地の青少年たちとの交流を通して、グローバル社会に視野を向けた子どもの育成を図る。 ・人員 団員 (小学6年生～中学3年生) 25人 高校生リーダー 5人 ・内容 事前研修会 事前学習、知事講話・知事との意見交換、熊本青少年大使任命式 等 本研修 台湾 (高雄市等) 派遣：現地青少年との交流会、ホームステイ 事後研修会 著名人による「夢」講話、成果発表 等</p> <p>(2) 青少年健全育成推進事業 青少年関連施策を市町村や青少年育成県民会議、関係団体等と連携・協働して推進するとともに、青少年健全育成の重要性について広く県民に理解を深めてもらうことで、県民総ぐるみの運動に繋げる。また、少年の健全育成を目的とする「熊本県少年保護育成条例」を適正に運用する。</p>	<p>9,096</p> <p>1,402</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：消費生活課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 消費者行政の充実強化	<p>1. 事業目的 消費生活の安定及び向上を図るため、令和8年3月に策定した第5次熊本県消費者基本計画に基づき、消費者被害の未然防止と早期救済の推進、消費生活の安全・安心の確保、消費者教育の推進に向け、関係機関との連携体制を強化しながら各種取組を推進する。</p> <p>2. 事業概要</p> <p>(1) 地方消費者行政推進事業 市町村の消費生活相談員の配置や見守り活動など市町村の消費者行政の体制強化に対する支援等を行う。</p> <p>(2) 消費生活相談・啓発事業 県消費生活センターにおいて消費者からの相談に対する助言・あっせん等を行うとともに、消費者被害情報の提供や啓発を行う。</p> <p>(3) 消費者行政推進対策事業 消費者保護の推進を図るため、消費生活審議会や多重債務者対策協議会の設置・運営及び関係法令に基づく事業者への立入検査及び事業者指導等を行う。</p> <p>(4) 消費者自立のための生活再生総合支援事業 多重債務等により生活再生の支援が必要な県民に対して、生活再生に向けた相談や家計診断、債務整理の支援、債務整理に伴う生活資金貸付等の総合的な支援を行う。</p> <p>(5) 金融関連消費者教育推進事業 関係団体と連携し、若者等に対する金融リテラシー向上のための出前講座及び広報啓発等を行う。</p> <p>(6) 食品ロス削減推進事業 「熊本県食品ロス削減推進計画（第2次）」に基づき、食品ロス削減推進のための広報啓発や消費者教育等を行う。</p>	<p>57,292</p> <p>53,603</p> <p>5,110</p> <p>15,000</p> <p>2,750</p> <p>6,740</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：男女参画・協働推進課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
1 協働の推進	<p>1 事業目的 地域の課題やニーズが多様化する中であって、行政だけで対応、解決することは困難であることから、行政やNPO等の様々な主体が相互の自主性・主体性を尊重し、役割分担しながら地域課題の解決を図る協働の取組を進めるための支援を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) 県民との協働推進事業 特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証及び認定等を行うとともに、地域課題を解決する多様な担い手として意欲的に活動するNPO法人に運営面で伴走型の支援を行う等、NPO法人の経営基盤の強化や活動支援を行う。</p>	17,069	
2 男女共同参画の推進	<p>1 事業目的 性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、熊本県男女共同参画推進条例及び第6次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民・市町村・事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取組を進める。 ※「第6次熊本県男女共同参画計画」(令和8～12年度)</p> <p>2 事業概要 (1) 男女共同参画社会形成促進事業 男女共同参画審議会の開催や年次報告書の作成により課題や県民ニーズを把握し、その意見を施策に反映させ、男女共同参画社会の実現を図る。</p> <p>(2) 男女共同参画地域活動推進事業 県内各地域で男女共同参画社会の形成促進に資する活動を行う人材の育成及び活動の支援を行う。</p> <p>(3) 男女共同参画相談事業 「男女共同参画相談室らいふ」として、様々な悩み、不安等の相談に対して、相談員が助言や情報提供を行い、相談者の問題解決の支援を行う。</p>	308 919 6,200	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：男女参画・協働推進課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
(2 男女共同参画の推進)	<p>(4) くまもとの女性活躍促進事業 女性の社会参画を加速化させるため、企業等における女性活躍促進に向けた各種取組を行う。</p> <p>① 女性経営参画塾 ② 企業トップセミナー ③ 女性活躍交流促進事業 女性活躍の必要性、両輪としての男性の家庭・地域参画推進に係る意識高揚、意識改革を図るイベント「ヒゴロッカサミット」の開催。また、若年層(大学生等)を対象に、県内で活躍するロールモデルとの交流会(プレサミット)も併せて実施。</p> <p>④ 若年女性の起業支援事業 若年女性が描くライフスタイルやキャリアパスを実現する上で、起業が選択肢の一つとなるよう、講座や伴走型の支援を実施。R8から修了生のネットワーク交流会を実施。</p>	13,572	
3 くまもと県民交流館における県民の活動支援	<p>1 事業目的 くまもと県民交流館パレアは、県民の社会貢献活動(NPO・ボランティア協働センター)、男女共同参画社会の形成に関する活動(男女共同参画センター)、生涯学習活動(生涯学習推進センター)、その他県民の自発的で主体的な活動を支援する拠点施設として、それぞれの活動に取り組む方々の支援を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) くまもと県民交流館管理運営事業 指定管理者に上記3センターの運営を含めた管理業務を委任することにより、施設の維持・管理を行う。また、パレアが入居する複合ビル(テトリアくまもとビル)の共用部分の管理経費を負担する。</p>	215,596	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：人権同和政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 人権施策・啓発の推進	<p>1 事業目的 部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権施策・啓発の推進に取り組む。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 人権施策推進事業 庁内関係各課との連絡調整、また県内の行政機関、議会、学校、企業、民間団体等との連携、さらに有識者等から意見を伺いながら、より実効性のある人権施策を推進する。</p> <p>(2) 人権啓発活動市町村委託事業 国の地方委託事業の活用による、市町村が実施する講演会・研修会などの人権啓発活動を支援する。（法務省人権啓発活動地方委託事業の市町村への再委託）</p> <p>(3) 広報・啓発事業 講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報・啓発活動等を行う。</p> <p>(4) 研修・人材育成・相談事業 Web講座・研修会の開催や登録講師の派遣を通して、県職員をはじめ地域や企業、各種団体等の人材を育成する。また、人権全般に関する県民からの相談に対応する。</p> <p>(5) 市町村連携支援事業 市町村の人権教育・啓発の取組に対する支援・情報提供等を行う。</p> <p>(6) 地方改善事業費 市町村が設置・運営する隣保館の施設整備や相談事業、啓発・広報活動、地域交流事業等を支援する。</p> <p>(7) 人権問題連携調整費 行政や関係団体等と連携した啓発活動等を行う。</p>	331,499	

令和8年度 当初予算 総括表

商工労働部

(単位:千円)

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
商工政策課	3,444,308	3,292,090	152,218	1,683,303		171,599	1,589,406	
商工振興金融課	48,001,182	46,103,007	1,898,175	38,560		47,130,947	831,675	
労働雇用創生課	3,245,379	2,741,740	503,639	1,305,578	944,000	119,640	876,161	
産業支援課	3,336,699	2,599,013	737,686	759,171	195,000	307,954	2,074,574	
エネルギー政策課	1,880,738	587,960	1,292,778	1,751,387		4,384	124,967	
企業立地課	10,267,764	7,998,535	2,269,229	148,140	2,706,000	937,272	6,476,352	
販路拡大ビジネス課	483,549	562,420	-78,871	214,920		30,227	238,402	
商工労働部 合	70,659,619	63,884,765	6,774,854	5,901,059	3,845,000	48,702,023	12,211,537	
内訳	一般会計 合	66,455,349	59,977,326	6,478,023	5,901,059	1,139,000	47,203,753	12,211,537
	特別会計 合	4,204,270	3,907,439	296,831		2,706,000	1,498,270	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：商工政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 U I J ターン就職と地域定着の促進	<p>1 事業目的 県内産業界における人材確保のため、都市部から本県へのU I J ターン就職の促進に加え、地域内での人材定着やキャリア形成支援を強化する。</p> <p>2 事業概要 (1) 「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業 東京都、大阪府、福岡県及び県内に「くまもと移住定住・U I J ターン就職支援センター」を設置し、相談員による相談対応、情報提供、マッチング支援等に取り組む。また、求職者が企業の採用試験やインターンシップ等に出向く際の旅費の一部を助成する。</p> <p>(2) 戦略的U I J ターン就職加速化事業 県外の求職者向けに県内企業による合同就職説明会等を開催する。また、県外事務所や広域本部の保有するネットワークを活用したU I J ターン就職につながるイベントを実施する。</p> <p>(3) 「地域の人事部」構築事業 若者の域外流出や人口減少が進む人吉・球磨地域において、地域全体で人材確保と定着を図るための体制構築を支援する。また、地域の情報を集約して発信するプラットフォームを運用する。</p>	<p>41,420</p> <p>14,074</p> <p>9,000</p>	新規事業
2 若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポート	<p>1 事業目的 若者の県内就職と定着の促進のため、県と県内企業が連携し、就職した若者の奨学金返還等を支援する。</p> <p>2 事業概要 (1) ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業 <登録対象> A 大学・大学院の新卒予定者 B 大学・大学院の既卒者(概ね卒業3年以内) C 県外在住の社会人経験者等(概ね35歳以下)</p>	61,696	

令和8年度主要事業及び新規事業

課 名：商工政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>(2 若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポート)</p>	<p><補助対象金額等></p> <p>① 奨学金支援枠Ⅰ(院卒・6大卒以上)：設定上限 456万円(10人/年)</p> <p>② 奨学金支援枠Ⅱ(4大卒以上)【利用できる参加企業は、中小企業等に限定】 ：設定上限 院卒456万円、大卒244.8万円(100人/年)</p> <p>③ 熊(ゆう)ターン応援枠(4大卒以上。県外の社会人経験者の場合は学歴不問) ：赴任費用20万円、研修等費用30万円(110人/年)</p> <p>※①・②は就職翌年度から10年間にわけて支給。 ※③は就職1年目に赴任費用、就職5年目に研修等費用を支給。</p>		
<p>3 外国人材の受入れ環境整備・定着支援</p>	<p>1 事業目的 外国人材が働きやすく暮らしやすい熊本を目指して、外国人材を受け入れる企業の環境整備への支援や、外国人材の地域への定着支援等に取り組む。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 「外国人材に選ばれる熊本」推進事業 外国人材受入・確保に係る企業からの相談に対応するための外国人材受入企業支援センターの設置や、県内の事業者や監理団体等が行う、日本語習得支援、地域の文化・伝統行事体験、地域住民との交流事業等への助成等を実施する。また、外国人材の適正な受入れにあたって、国の関係機関との連携のもと、双方の課題を抽出し情報共有しながら対応していくための体制づくりに取り組む。</p> <p>(2) 「連携“絆”特区」外国人材就労促進事業 国家戦略特区(産業拠点形成連携“絆”特区)を活用して、半導体・IT関連産業分野の外国人エンジニアの受入れの円滑化を図るため、雇用先企業の経営状態の事前確認等を実施する。また、家事支援サービス事業者に雇用される外国人材の入国、在留を可能にするため、国の機関と県で構成する第三者管理協議会で基準適合性の確認等を実施する。</p>	<p>13,969</p> <p>1,064</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：商工政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 産学官連携による半導体人材の育成・確保	<p>1 事業目的 新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、産学官や他県と連携して半導体人材の育成・確保に取り組む。</p> <p>2 事業概要 (1) 熊本県半導体人材育成推進事業 半導体に係る産学官の関係者による直接対話の場を通じて、産業界が求める人材像、教育プログラムなどの情報共有や意見交換を行う。また、中高生を対象とした半導体人材育成プログラムを実施する。</p> <p>(2) 半導体研修受講支援事業 即戦力となる実践的半導体人材の育成を図るため、半導体研修施設で従業員の研修を行う企業及び学生の半導体研修を受け入れる半導体研修施設に対する支援を行う市町村に対し、宿泊費及び教材費等を助成する。</p>	<p>4,801</p> <p>1,281</p>	<p>新規事業</p>
5 県内中小企業者等支援に係る商工団体の体制整備等の取組	<p>1 事業目的 最前線で事業者支援に当たる商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の商工団体の組織運営に係る経費を助成することで、県内中小企業者等の経営力強化を支援し、地域経済活動の活性化を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 商工会商工会議所・商工会連合会補助 小規模事業者の経営指導等を行う商工会議所や商工会等に対して、人件費、事務費及び事業費を助成する。</p> <p>(2) 組織化指導費補助 中小企業等の組織化及び中小企業組合の指導を行う中小企業団体中央会に対して、人件費、事務費及び事業費を助成する。</p> <p>(3) 賃上げ等支援体制強化事業 中小・小規模事業者の賃上げ等環境整備のため、相談窓口の設置や個別相談会の実施等の伴走支援を行う商工団体を支援する。</p>	<p>2,461,165</p> <p>130,448</p> <p>55,803</p>	<p>令和7年度繰越明許費 新規事業</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：商工政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>6 物価高騰などの影響を受ける 県内中小企業者等への支援</p>	<p>1 事業目的 物価高騰などの影響を受ける県内中小企業者等を支援し、更なる経営基盤の強化を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) トラック物流持続的発展支援事業 県トラック協会が実施するトラックドライバーの人材確保や価格転嫁の取組及び燃料費等上昇の影響を受ける貨物運送事業者を支援する。</p> <p>(2) 中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業 事業者を対象とした価格転嫁に関する講習会や専門家派遣など、価格転嫁の推進に向けた取組を実施する商工団体を支援する。</p> <p>(3) くまもと産業EXPO開催支援事業 県内中小企業者等のビジネスチャンスの拡大や人材確保のためのイベントを開催する事業者を支援する。</p>	<p>764,866</p> <p>8,810</p> <p>21,262</p>	<p>令和7年度 繰越明許費 新規事業</p> <p>令和7年度 繰越明許費 新規事業</p> <p>令和7年度 繰越明許費 新規事業</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：商工振興金融課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 令和7年8月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援 【令和7年8月豪雨分】	<p>1 事業目的 令和7年8月豪雨で被災した中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援し、復旧・復興の促進を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 被災事業者再建支援事業 被災中小企業者等の施設、設備の復旧に要する経費の一部を助成する。 ・ 交付決定件数、金額(令和7年度末) 23件、26,756千円</p>	4,312,213	令和7年度繰越明許費を含む
2 令和2年7月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援 【令和2年7月豪雨分】	<p>1 事業目的 令和2年7月豪雨で被災した中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援し、復旧・復興の促進を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) なりわい再建支援事業 被災中小企業者等の施設、設備の復旧に要する経費の一部を助成する。 ・ 交付決定件数、金額(令和7年度末) 512件、約254億円 ・ 令和8年度以降申請予定件数 6件</p>	2,744,768	令和7年度繰越明許費及び事故繰越費を含む
3 物価高や人件費上昇等の影響を受ける中小企業者等の事業継続支援	<p>1 事業目的 物価高や人件費上昇、人手不足等の影響を受ける事業者の経営の安定や経営力の強化のため、各種支援策により、事業者の事業継続を支援し、地域経済の維持と持続的な発展を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 中小企業金融総合支援事業(県制度融資) 「生産性向上等緊急支援資金」「金融円滑化特別資金」「小規模事業者おうえん資金」等により事業者の資金繰りを支援する。 ・ 融資枠計：300億円</p>	46,921,864	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：商工振興金融課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(3) 物価高や人件費上昇等の影響を受ける中小企業者等の事業継続支援)	(2) 中小企業者事業再生等支援事業 国の経営改善計画策定支援事業等を活用し、経営改善に向けた計画策定を行う中小企業者の自己負担分の一部を助成する。	15,086	令和7年度繰越明許費
	(3) サステナブル地域経済創出支援事業 持続可能な地域経済の確立のために商工団体や市町村等が連携して事業承継や創業等に取り組む経費の一部を助成する。	16,000	令和7年度繰越明許費
	(4) 事業承継・後継ぎ支援事業 小規模事業者の事業承継を支援するため、事業の引継ぎ準備、後継者の育成、引継ぎ後の経営革新等の取組に必要となる経費の一部を助成する。	23,000	令和7年度繰越明許費
	(5) こどもキラキラ商店街支援事業 商店街を活用した子ども主体の体験活動や交流イベント、空き店舗への出店等の取組に必要となる経費の一部を助成する。	22,500	令和7年度繰越明許費
	(6) 商店街等売上回復支援事業 商店街組織や事業組合等が実施する集客イベント等の売上回復に資する取組に要する経費の一部を助成する。	219,000	令和7年度繰越明許費
	(7) 中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業 経営基盤の強化と持続的な賃上げ等を実現するため、国・県の補助事業等を活用して生産性向上等に取り組む中小・小規模事業者の自己負担分の一部を助成する。	453,076	令和7年度繰越明許費
	(8) くまもと型小規模事業者持続化補助金 小規模事業者の賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決(コスト削減、生産性向上、売上増加等)に向けた取組に要する経費の一部を助成する。	5,198,532	令和7年度繰越明許費
	(9) 中小企業者事業再建・発展支援事業 個々の事業者の経営課題の解消に向けた、専門家を活用した個者支援の強化(被災地支援を含む)や、デジタル化による生産性向上の取組等を支援する。	69,455	
	(10) 中小企業者販路開拓支援事業 中小企業者の経営基盤強化のために取り組む販路開拓等への支援に要する経費を助成する。	7,833	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：商工振興金融課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 平成28年熊本地震に係る被災 中小企業者等の施設・設備復旧 支援 【熊本地震分】	1 事業目的 熊本地震で被災した中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援し、復旧・復興の促進を図る。 2 事業概要 (1) 中小企業等復旧・復興支援事業 県単独予算により、被災中小企業者等の施設、設備の復旧に要する経費の一部を助成する。 ・交付決定件数、金額（令和7年度末） 4,701件、約1,267億円（国庫補助事業分を含む） ・令和8年度以降申請予定件数 2件	105,522	令和7年度繰越明許費を含む

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：労働雇用創生課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 人材の育成・確保	<p>1 事業目的 本県経済を支える人材を確保するため、県内企業の魅力発信や、若者の県内就職促進に取り組む企業への支援などを実施し、若者の県内就職を促進する。 また、各種の職業訓練（公共職業訓練、離職者訓練、在職者訓練等）を通じた人材育成に取り組む。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) くまもと県内就労応援事業 若者・女性等に対する県内企業の魅力発信や就職説明会の実施及び企業による女性が働きやすい環境の整備を支援することで、若者・女性等の県内就職を促進する。</p> <p>(2) 熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業 建物の老朽化対策が必要な県立高等技術専門校の各建物を再整備することで、将来にわたって本県の地域産業を支える有能な人材を安定的に育成する。</p> <p>(3) 認定訓練実施事業 民間における職業訓練を促進するため、中小企業の事業主や団体等が法令に定める基準に適合して行う職業訓練について、法に基づき認定するとともに、認定職業訓練に必要な経費について助成する。</p> <p>(4) 離職者訓練事業 離職者を対象に、デジタルや事務、介護等の多様な職業訓練の機会を提供し、職業スキルや知識の習得を図ることで、就職につなげる。</p> <p>(5) 熊本県ブライツ企業推進事業 働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライツ企業」として認定し、県全体の労働環境や処遇の向上を図る。また、労働環境向上のためのセミナーの開催等を通じ、更なるブライツ企業の質の向上を図る。</p> <p>(6) 高等技術専門校管理運営費、高等技術専門校実習経費、技術短期大学校管理運営費、技術短期大学校教育対策事業、技術短期大学校学生対策費 既学卒者（高卒・中卒）を対象として、県立高等技術専門校において有能な中堅技術者を養成する。また、県立技術短期大学校においては、本県産業（主に製造業）の高度化、高付加価値化に対応できる高度な技術及び知識を備えた実践技術者を養成する。</p>	<p>18,840</p> <p>1,760,071</p> <p>94,920</p> <p>622,322</p> <p>4,071</p> <p>393,538</p>	<p>令和7年度繰越明許費を含む</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：労働雇用創生課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
(1) 人材の育成・確保	(7) リスキリング応援事業 生産性の向上と賃上げ環境の整備を図るため、中小企業者等が労働者の能力開発を通じた人材育成に取り組む経費の一部を助成する。	78,255	令和7年度繰越明許費新規事業
2 次世代の育成	<p>1 事業目的 本県産業を支える有能な人材を確保・育成するため、技能検定の実施や技能職の魅力発信により技能振興に取り組む。</p> <p>2 事業概要 (1) 技能検定事業費 技能検定は技能の習得レベルを評価する国家検定制度であり、熊本県職業能力開発協会が実施する技能検定試験に必要な経費を支援し、「ものづくり分野」を支える人材の確保・育成につなげる。</p> <p>(2) 미래の技能士育成ステップ事業 ものづくり体験イベントや高校への出前授業を実施し、技能の魅力を発信するとともに、在職者が技能競技大会出場や技能検定試験等に向けた事前講習会の実施に要する経費の補助を通じて、入職者の確保や若年技能者の就労継続のモチベーションアップに繋げる。 さらに、令和8年度から新たに若年技能者の表彰制度を設ける。</p>	60,525 2,495	 一部新規事業
3 共生社会の実現	<p>1 事業目的 多様な人材が活躍できるよう、地域での就業支援体制を構築し、個々の状況に応じた、きめ細かな就労支援を実施する。</p> <p>2 事業概要 (1) くまもと県内就労応援事業（再掲） 若者・女性等に対する県内企業の魅力発信や就職説明会の実施及び企業による女性が働きやすい環境の整備を支援することで、若者・女性等の県内就職を促進する。</p>	18,840	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：労働雇用創生課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>(3 共生社会の実現)</p>	<p>(2) 障がい者等活躍支援事業 熊本県立高等技術専門学校総合実務科で実施する職業訓練や民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練により、職業訓練機会の提供や就労促進を図る。また、企業における障がい者雇用の理解促進を図るため、企業向けの普及啓発に取り組むとともに、障がい者等を対象とした就職に必要なスキル習得等の訓練を実施する。</p>	85,045	新規事業
	<p>(3) 障がい者等訓練手当 公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設等が行う職業訓練を受けている求職者に対して訓練手当を支給し、就職を促進する。</p>	46,672	
	<p>(4) 障害者就業・生活支援センター事業 障がい者の職業生活における自立を図るため、県内6カ所に「障害者就業・生活支援センター」を設置し、国との連携により障がい者の就業面及び生活面における支援を実施する。</p>	52,904	
	<p>(5) ジョブカフェ関連事業 国、(公財)熊本県雇用環境整備協会との共同運営により「ジョブカフェくまもと」を設置(平成16年度～)し、新規学卒者に対してきめ細かな質の高いマッチング支援や若年非正規労働者の常用雇用化支援といった就職支援サービスをワンストップで提供する。</p>	9,550	
	<p>(6) 高齢者雇用推進事業 シルバー人材センターへの支援を通じて高齢者の就業を通じた福祉の増進を図りつつ活力ある地域社会づくりを目指すとともに県内の企業・団体等に対し情報提供を行い、高齢者が元気に活躍できる社会の実現を目指す。</p>	8,056	
	<p>(7) 若者自立支援事業 厚生労働省が、働くことに悩みを抱える方の就労支援事業により設置した「若者サポートステーション(通称:サポステ)」における、相談受付、カウンセリング、グループワーク、各種講座、就業体験等の対面及びオンラインによる実施を支援することで、機能充実を図る。</p>	40,155	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：労働雇用創生課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(3 共生社会の実現)	(8) 女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業 女性や高齢者等の活躍に向け、スポットワークの活用や短時間正社員制度の創設等による短時間・短期間雇用の取組に対する助成を行うとともに、事業所内の女性専用施設・設備（女性専用トイレ等）の整備に係る経費を助成する。	163,216	令和7年度 繰越明許費 新規事業

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 産業成長ビジョンの推進	<p>1 事業目的 令和2年12月に策定した熊本県産業成長ビジョンに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿「多様な人材や技術の『X(クロス)』により、次代を切り開く『価値を創造』して、『快適で豊かな県民生活』を実現する熊本」を目指す。</p> <p>2 事業概要 (1) 産業成長ビジョン推進事業 有識者等によるビジョンの進捗状況の評価及び見直し、産学金官の協議会によるビジョンの重点的な取組の推進、産業振興顧問の助言等による事業創出や取引拡大促進、中小企業等経営強化法に基づく中小企業の経営革新計画の審査・承認及び指導・助言等を実施する。</p>	19,479	
2 地場企業の成長支援	<p>1 事業目的 設備投資や人材の獲得・育成、産業支援機関等と連携した支援など、ハード・ソフト両面からの支援により、県内企業の成長を後押しする。</p> <p>2 事業概要 (1) 地場企業立地促進費補助 県内に本社を有する企業等で、県内に事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額や雇用増等の条件を満たすものに対し、業種、投下固定資産額及び雇用増の規模に応じて、操業開始後に助成を行う。</p> <p>(2) 事業革新支援センター事業 公益財団法人くまもと産業支援財団が実施するビジネスマッチングや専門家派遣等の企業支援に対し助成を行う。</p> <p>(3) プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内中小企業の成長戦略の実現や「攻めの経営」に資する、県内外の優秀なプロフェッショナル人材の獲得を支援する。</p>	809,460 131,722 59,424	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 DX・カーボンニュートラル化の推進	<p>1 事業目的 地場企業の持続的な稼ぐ力の強化に向け、DX・カーボンニュートラル化の取組を推進する。</p> <p>2 事業概要 (1) シンカ※企業創出推進事業 デジタル技術を活用した業務プロセスの改善や新規ビジネスモデルの創出などの生産性向上に向けた取組やカーボンニュートラル化の取組を総合的に支援する。 ※企業が新たな商品開発や既存技術の応用を通じて成長する姿を「進化・伸化・深化・新化」と捉え、「シンカ」と表現しているもの。</p> <p>(2) 中小企業DX推進臨時補助事業 生産現場等のDXに必要な機器整備により、生産性向上と企業業績を改善させ、賃上げに取り組む中小企業に対し助成を行う。</p>	14,348 170,000	令和7年度 繰越明許費
4 UXプロジェクトによる新産業創出及びイノベーション支援	<p>1 事業目的 新たなビジネスにつながる実証実験や交流ができる環境を提供するとともに、産学金官一体となった支援、県内中小企業を中心とする連携体の構築促進などにより、イノベーションが持続的に生まれる好循環（イノベーション・エコシステム）の形成を目指す。</p> <p>2 事業概要 (1) 熊本空港周辺地域における産業振興創出事業 阿蘇くまもと空港周辺地域を拠点に、本県の強みであるライフサイエンス分野を中心とした新たな産業群の創出を目指す「UXプロジェクト」を推進するため、多様な人材や企業等の集積を図るとともに、実証実験等の機会提供やテクノリサーチパーク内における交流拠点施設（イノベーションハブ）の整備等を実施する。</p> <p>(2) くまもと産学連携等イノベーション強化事業 県内大学の産学連携体制整備、県内企業の産学共同研究推進、企業技術データベースを活用したマッチング環境整備等を実施する。</p>	671,789 50,717	新規事業

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
5 新生シリコンアイランド九州の実現に向けた半導体産業振興施策の推進	1 事業目的 TSMCの進出を契機に、半導体のみならず、県内産業の更なる振興と県下全域における県経済の成長を実現するため、令和5年3月に策定した「くまもと半導体産業推進ビジョン」に基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」の実現を目指す。		
	2 事業概要		
	(1) くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業 「くまもと半導体産業推進ビジョン」に基づく施策の進捗状況評価に向けた体制整備を行うとともに、国際連携推進のため、台湾経済団体を通じた企業の交流を促進する。	2,163	
	(2) 半導体産学官連携推進事業 県内大学や企業等と連携し、半導体人材の育成や共同研究の強化による国内初の三次元積層実装の量産化を確立し、新たな地域産業や雇用の創出を図る。	490,433	
	(3) 半導体サプライチェーン参入促進支援事業 半導体製造装置メーカーのサプライチェーンへの参入を支援するため、専門家派遣による技術指導等を行うとともに、半導体の主要展示会において県内中小企業の技術紹介ブースを出展する。	19,786	
(4) 低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業 環境負荷の低い半導体関連製造プロセスを実用化し、県内企業に普及させることで、競争力のある半導体産業の確立につなげる。	9,628		

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：エネルギー政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 熊本県総合エネルギー計画の推進	<p>1 事業目的 「第2次熊本県総合エネルギー計画」(令和2年12月策定)に基づき、再生可能エネルギーの利用促進及び省エネルギーの推進を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) RE100電力供給・利用促進事業 国の脱炭素先行地域に選定された「阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造」に必要な再生可能エネルギーの開発等を支援する。 継続事業：バイオマス発電や太陽光発電等の整備 新規事業：EVレンタカーの導入や生ごみ等から熱・電気を生じるバイオガス実証施設の整備</p> <p>(2) 熊本県総合エネルギー計画推進事業 ①太陽光パネルの「FIT後放置ゼロ」に向けて、検討会議報告書を踏まえ、必要となる撤去資金等の確保、災害リスクや景観等で問題がある発電施設に対する対応、リサイクル体制の確保に向けて、必要な対策を実施する。 ②軽量で折り曲げや歪みに強く、これまで太陽光パネルを搭載できなかった壁面等にも設置できるペロブスカイト太陽電池普及啓発のため、県有施設での実証実験を開始するとともに、国及びメーカーの情報などを県内企業に提供する推進会議等を開催する。 ③市町村と共に作成した「阿蘇地域太陽光抑制エリア図」の取組のように、市町村と連携し、太陽光発電施設の抑制・適地誘導に努める。</p> <p>(3) 水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業 ①水素エネルギー利活用促進に向けた県内企業との意見交換会を継続し、再エネを活用した水素製造及び利用の実証実験を実施されている他県と連携して、先進的な取組を県内企業に紹介し、活用の検討を促す。 ②県内各地のイベント等において水素自動車の展示を行う。</p>	<p>1,727,672</p> <p>9,160</p> <p>3,163</p>	<p>令和7年度繰越明許費を含む</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：エネルギー政策課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
2 エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援	<p>1 事業目的 県内の特別高圧電力及びLPガス利用事業者に支援を実施し、エネルギー価格高騰の影響の緩和を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) エネルギー価格高騰対策緊急支援事業 国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の支援対象外とされている特別高圧電力及びLPガス利用事業者に対して、重点支援交付金を活用し、支援する。</p>	904,049	令和7年度繰越明許費
3 採石業等の指導・育成	<p>1 事業目的 採石場への立入検査・指導、経営者及び業務管理者への研修等を行い、採石事業者の指導・育成を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 採石指導取締 岩石採取計画の認可及び採石場等の立入検査を実施し、災害の未然防止や採石方法の適正化を図る。</p> <p>(2) 採石指導取締・採石業等育成増進事業 採石場等の巡視・指導体制の充実を図るとともに、経営者及び業務管理者への研修の実施により、採石業者等の災害発生防止に対する知識及び意識の向上を図る。また、採石場バスツアーなど採石業者等と連携した採石事業のイメージ向上及び人材確保に向けた取組を行う。</p>	1,340 9,746	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 企業誘致の推進	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国内及び外資等企業誘致、既立地企業のフォローアップ等を通じて、企業誘致を積極的に進め、本県産業の振興及び雇用の場の確保を図る。 <p>2 事業概要</p> <p>(1) 企業誘致事業</p> <p>企業訪問等を通じ、最新情報の収集や本県立地環境の情報発信を行い、本県への企業誘致を図る。また、本県に既に立地している企業を定期的に訪問し、情報収集や事業活動の支援を行い、併せて本県内への更なる投資を促す。</p> <p>(2) 戦略的企業誘致推進事業</p> <p>本県の強みである半導体関連産業や自動車関連産業を中心とした成長分野等をターゲットとし、国内の大規模な展示会への出展や、関連する展示イベント等へ積極的に参加し、本県への誘致活動を実施する。</p> <p>さらに、既立地企業と県内高校等とのネットワークづくりを実施し、企業の人材の確保を支援する。</p> <p>(3) 企業立地促進資金融資事業</p> <p>誘致企業に対する優遇措置として、長期かつ低利の融資制度を設け、本県への企業誘致を促す。</p>	<p>29,136</p> <p>3,657</p> <p>202,292</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考																																															
2 企業の立地及び増設の促進	<p>1 事業目的 企業の立地及び増設を促進するため、企業の設備投資、雇用増等に対して補助を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) 企業立地促進費補助 立地企業が、事業所等の新設又は増設するために要した投下固定資産額と雇用増の条件を満たす場合に業種・投資額及び雇用増の規模に応じて操業開始後に補助金を交付する。</p> <p>○企業立地促進補助金 ①投下固定資産分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助要件</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産額</th> <th>新規雇用</th> <th>限度額 (①+②)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点5分野※1</td> <td>3億円以上</td> <td>5人以上</td> <td>15億円</td> <td>3～5%</td> </tr> <tr> <td>研究開発業</td> <td>5千万円以上</td> <td>3人以上</td> <td>15億円</td> <td>5～10%</td> </tr> <tr> <td>一般製造業</td> <td>3億円以上</td> <td>5人以上</td> <td>5億円</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>外資系企業</td> <td>基準なし</td> <td>基準なし</td> <td>1.5億円</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>大規模投資企業</td> <td>200億円以上</td> <td>200人以上</td> <td>50億円</td> <td>8～15%</td> </tr> <tr> <td>物流施設</td> <td>1億円以上</td> <td>5人以上</td> <td>1億円</td> <td>3% ノンアセット向け助成あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1…セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー、食品・バイオ、IT・コンテンツ産業関連の5分野</p> <p>②新規雇用分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用者数</th> <th>補助金額※2※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～49人まで</td> <td>50万円/人</td> </tr> <tr> <td>50～99人まで</td> <td>60万円/人</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>70万円/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2…非正規雇用は、1/2の額 ※3…過疎地域等に立地する場合の補助金額は、5割増</p>	区分	補助要件		内容		投下固定資産額	新規雇用	限度額 (①+②)	補助率	重点5分野※1	3億円以上	5人以上	15億円	3～5%	研究開発業	5千万円以上	3人以上	15億円	5～10%	一般製造業	3億円以上	5人以上	5億円	2%	外資系企業	基準なし	基準なし	1.5億円	5%	大規模投資企業	200億円以上	200人以上	50億円	8～15%	物流施設	1億円以上	5人以上	1億円	3% ノンアセット向け助成あり	新規雇用者数	補助金額※2※3	～49人まで	50万円/人	50～99人まで	60万円/人	100人以上	70万円/人	5,582,827	
区分	補助要件		内容																																															
	投下固定資産額	新規雇用	限度額 (①+②)	補助率																																														
重点5分野※1	3億円以上	5人以上	15億円	3～5%																																														
研究開発業	5千万円以上	3人以上	15億円	5～10%																																														
一般製造業	3億円以上	5人以上	5億円	2%																																														
外資系企業	基準なし	基準なし	1.5億円	5%																																														
大規模投資企業	200億円以上	200人以上	50億円	8～15%																																														
物流施設	1億円以上	5人以上	1億円	3% ノンアセット向け助成あり																																														
新規雇用者数	補助金額※2※3																																																	
～49人まで	50万円/人																																																	
50～99人まで	60万円/人																																																	
100人以上	70万円/人																																																	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考																										
(2 企業の立地及び増設の促進)	<p>○産業支援サービス業等立地促進補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人口減少市町村</th> <th>誘致推進市町村^{※3}</th> <th>その他市町村^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助要件 産業サービス業務施設^{※1} 限度額(1.5億円)</td> <td rowspan="2">新規雇用5人以上</td> <td rowspan="2">新規雇用5人以上</td> <td>新規雇用10人以上</td> </tr> <tr> <td>補助要件 広域的業務拠点施設^{※2} 限度額(5億円)</td> <td>新規雇用50人以上</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費及び補助額 投下固定資産及び投下リース資産額</td> <td>補助率1/10</td> <td>補助率1/3</td> <td>補助率1/10 (投資額が1,000万円以上の場合)</td> </tr> <tr> <td>事業所の年間賃借料</td> <td colspan="3">補助率1/2^{※5}</td> </tr> <tr> <td>専用通信回線の年間使用料</td> <td colspan="3">補助率1/2^{※5}</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td colspan="3">新規雇用者×20万円^{※6※7※8}</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1}…インターネット付随サービス業、情報サービス業、コンテンツ産業等 ^{※2}…複数の県の区域に係る業務を処理するコールセンター、データ入力センター等 ^{※3}…八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村 ^{※4}…熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町 ^{※5}…操業から4年間 ^{※6}…操業から3年間 ^{※7}…非正規雇用は、1/2の額 ^{※8}…過疎地域等に立地する場合の補助金額は、5割増 </p>	区分	人口減少市町村	誘致推進市町村 ^{※3}	その他市町村 ^{※4}	補助要件 産業サービス業務施設 ^{※1} 限度額(1.5億円)	新規雇用5人以上	新規雇用5人以上	新規雇用10人以上	補助要件 広域的業務拠点施設 ^{※2} 限度額(5億円)	新規雇用50人以上	補助対象経費及び補助額 投下固定資産及び投下リース資産額	補助率1/10	補助率1/3	補助率1/10 (投資額が1,000万円以上の場合)	事業所の年間賃借料	補助率1/2 ^{※5}			専用通信回線の年間使用料	補助率1/2 ^{※5}			新規雇用者数	新規雇用者×20万円 ^{※6※7※8}				
区分	人口減少市町村	誘致推進市町村 ^{※3}	その他市町村 ^{※4}																										
補助要件 産業サービス業務施設 ^{※1} 限度額(1.5億円)	新規雇用5人以上	新規雇用5人以上	新規雇用10人以上																										
補助要件 広域的業務拠点施設 ^{※2} 限度額(5億円)			新規雇用50人以上																										
補助対象経費及び補助額 投下固定資産及び投下リース資産額	補助率1/10	補助率1/3	補助率1/10 (投資額が1,000万円以上の場合)																										
事業所の年間賃借料	補助率1/2 ^{※5}																												
専用通信回線の年間使用料	補助率1/2 ^{※5}																												
新規雇用者数	新規雇用者×20万円 ^{※6※7※8}																												

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>3 世界的半導体企業の進出を契機とした更なる半導体関連産業の集積の推進</p>	<p>1 事業目的 国内及び台湾における展示会への出展・セミナー開催等を複合的に実施し、本県の強みである半導体関連産業の更なる集積を図るとともに、くまもとサイエンスパークの実現に向けた取組を推進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 半導体サプライチェーン構築加速化事業 セミコンジャパン・セミコン台湾等、半導体分野における大規模展示会へのブース出展や、知事や県内企業のトップによる企業誘致セミナーの実施により、国内や台湾において広範囲な半導体関連企業への誘致活動を実施する。</p>	<p>27,839</p>	
<p>4 ポートセールスの推進</p>	<p>1 事業目的 熊本港及び八代港における国際コンテナ貨物取扱量の増加及び両港の利便性向上（新規航路開設、増便等）を図るため、荷主企業や船会社等に対するポートセールスを推進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 戦略的ポートセールス推進事業 県内外の荷主企業等へのセールス活動を強化するとともに、県内両港における航路網の拡大・拡充を図るため、新規航路の開設等に取り組む船会社に対し、その経費の一部を助成する。</p> <p>(2) 国際コンテナ利用拡大助成事業 海上運賃等の課題から他県港を利用している荷主企業に対して県内両港への利用転換を促すとともに、既存荷主企業の利用継続を確保するため、両港を利用する荷主企業に対して助成を実施する。</p>	<p>13,601</p> <p>138,040</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
5 県南地域への企業誘致の促進	<p>1 事業目的 T S M C 進出効果を全県に波及させるため、県南地域への企業誘致を促進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 県南地域企業誘致促進事業 県南地域への企業誘致を促進するため、企業の県南地域の視察に要する経費の一部助成や、人材確保支援として、県南地域の企業が連携して取り組む企業イメージの向上や労務環境の改善等に対する支援等を実施する。</p>	25,600	
6 企業誘致の受け皿となる工業団地の整備	<p>1 事業目的 製造業等の企業誘致の受け皿を確保するため、工業団地の整備を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) 新規工業団地建設事業 大規模製造業等の企業誘致に必要な県営工業団地を、県内で新規に整備する。</p> <p>○事業箇所：①菊池市事業区（整備面積2.5ha） 菊池テクノパーク西側（菊池市旭志川辺、泗水町永） ②八代市事業区（整備面積2.5ha） 八代I C北側（八代市岡町、興善寺町及び千丁町吉王丸） ③合志市事業区 精査中</p> <p>○令和8年度事業費：（菊池市事業区）約1.2億円 （八代市事業区）約2.0億円</p> <p>○事業期間：（菊池市事業区）令和4～9年度、（八代市事業区）令和6～9年度</p> <p>(2) 県南地域工業団地施設整備促進事業 県南地域を中心とした市町村が行う工業団地整備の取組を支援するため、県が整備に必要な調査（地下水調査、地下水取水可能量調査、地質踏査等）を行う。</p>	3,334,712	2,500

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：販路拡大ビジネス課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
1 農林水産物等輸出の推進	1 事業目的 県産農林水産物等の輸出拡大に向け、輸出環境の整備や現地でのプロモーション、県産品の競争力強化、輸出産地の形成等に戦略的かつ継続的に取り組む。		
	2 事業概要 (1) 県産農林水産物等輸出推進総合支援事業 新規販路開拓や規制への対応など輸出に取り組む県内事業者を総合的に支援する。	30,217	
	(2) 海外輸出拡大対策事業 農林水産物等輸出促進のため、ブルーオーシャン市場新規開拓に向けた市場調査や海外新市場開拓に取り組む事業者の支援、現地ニーズに沿った輸出展開、海外プロモーション等を実施する。	21,257	令和7年度繰越明許費を含む。
	(3) GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業 大規模な輸出産地の形成を図るため、農業団体等と連携して生産方法の転換や物流改善の取組等を実施する。	30,000	
2 県産品の認知度向上及び販路拡大	1 事業目的 県産品の販路拡大等を目的に活動する物産振興団体に対する催事等の支援や、事業者に対する商品開発等の支援を行い、県産品の認知度向上及び販路拡大を図る。		
	2 事業概要 (1) 県産品販路開拓事業 関西圏等の大消費地で開催される物産イベントへの出展等により県産品の販路開拓を実施する。	3,481	
	(2) 物産振興事業 (一社)熊本県物産振興協会と連携し、熊本県物産館等の運営や県産品振興に係る事業を実施する。	13,421	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：販路拡大ビジネス課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考	
(2 県産品の認知度向上及び販路拡大)	(3) マーケット拡大支援事業 県内事業者が行う県内の農林水産物を活用した商品開発やテストマーケティング、県外への販路開拓等に係る経費を支援する。	2,407		
	(4) 首都圏等県産品販路拡大事業 商談会や都市圏百貨店等でのフェアの開催、首都圏アンテナショップを軸とした県産品の販路拡大のための取組を実施する。	20,291		
	(5) 食のみやこ熊本「物産フェア&大商談会」実施事業 熊本の豊かな食を集め、食のみやこ熊本県を県内外に広く発信する物産フェアを大規模に開催すると共に、県内の食品関連事業者と国内外のバイヤーとのマッチングを図る商談会を開催する。	14,396		
	(6) 「食のみやこ熊本」球磨焼酎消費拡大推進事業 「食のみやこ熊本県」の創造を目指し、くまもとの食のイメージアップを図るため、球磨焼酎の県内外でのPRをはじめ、蔵元が実施する商品開発や市場開拓等に要する経費を支援する。	35,000	令和7年度 繰越明許費 新規事業	
	(7) 食のみやこ県産品消費拡大魅力発信事業 県産品のブラッシュアップや消費拡大・魅力発信を図るために、魅力ある県産品の掘起しや商品開発支援、商談会やくまもとフェア実施、プロモーション展開、情報発信等に要する経費を支援する。	107,694	令和7年度 繰越明許費 新規事業	
	(8) くまもと県産酒物価高騰緊急支援事業 物価高騰により経営環境が厳しい状況にある酒造事業者及び酒造事業者が加入する組合に対し、物価高騰の影響を軽減するため、酒造事業者等が行う消費喚起や経営改善に資する取組に要する経費を支援する。	103,000	令和7年度 繰越明許費 新規事業	

令和8年度 当初予算 総括表

観光文化部

(単位:千円)

一般会計

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
観光文化政策課	4,749,339	2,397,656	2,351,683	126,888	3,440,000	125,591	1,056,860
観光振興課	866,100	977,457	-111,357	55,718	3,000	87,358	720,024
スポーツ交流企画課	506,561	461,178	45,383	119,514		14,032	373,015
観光文化部計	6,122,000	3,836,291	2,285,709	302,120	3,443,000	226,981	2,149,899

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：観光文化政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 熊本地震震災ミュージアムの取組の推進 【熊本地震分】	<p>1 事業目的 平成28年熊本地震の記憶や経験、教訓等を確実に後世に伝承するとともに、教育旅行など本県観光の振興等に資するため、回廊型のフィールドミュージアムの取組を推進する。</p> <p>2 事業概要 【熊本地震分】 (1) 熊本地震震災ミュージアム推進事業 熊本地震震災ミュージアムK I O K U及び震災遺構（旧東海大学阿蘇キャンパス）の管理運営、熊本地震関連の情報発信及び熊本地震の語り部の養成研修等を行う。</p>	71,435	
2 文化振興の取組の推進	<p>1 事業目的 文化施策の企画・調整、熊本県文化協会等への活動支援など、様々な取組により本県の文化振興を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 熊本県芸術文化祭推進事業 熊本県文化協会や公益財団法人熊本県立劇場、文化団体との協働により、「オープニングステージ」、「くまもと子ども芸術祭」をはじめとする熊本県芸術文化祭を開催する。</p> <p>(2) 文化芸術魅力創出事業 地域に根差した文化芸術資源を一体的にプロデュースし、魅力あるコンテンツを創出するとともに、県内外に発信し交流人口の拡大や持続可能な文化芸術の発展を目指す。</p> <p>(3) 子ども芸術文化活動支援事業 地域の伝統芸能に取り組む子どもたちが、同じ分野の伝統芸能に取り組む子どもたちとの地域間交流を通じて守り続けることの大切さを再認識することで、次世代継承につなげる。</p>	<p>4,500</p> <p>10,000</p> <p>2,000</p>	新規事業

令和 8 年度主要事業及び新規事業

課 名：観光文化政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 県立劇場の取組の推進	<p>1 事業目的 本県における芸術振興の中核的な拠点として、舞台芸術のための施設・設備の提供や、芸術振興のための取組を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 県立劇場管理運営事業 県立劇場の管理運営、文化事業等を行う。</p> <p>(2) 県立劇場施設整備費 県立劇場保全計画に基づき、大規模改修工事等の整備を実施する。</p>	<p>409,961</p> <p>3,845,172</p>	
4 伝統的工芸品産業の振興	<p>1 事業目的 県内の伝統的工芸品産業の継承・発展のために、魅力ある伝統的工芸品の開発や販路拡大を通じた経営基盤の安定化を支援し、本県の伝統的工芸品の振興を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 伝統的工芸品販売力強化等支援事業 伝統的工芸品の高付加価値化やECサイトを活用した販売力強化の支援など、伝統的工芸品産業の振興を図る。</p> <p>(2) 伝統工芸館管理運営費 伝統工芸館の管理運営等を行う。</p>	<p>10,244</p> <p>77,398</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：観光文化政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
5 熊本県総合博物館ネットワークの推進	<p>1 事業目的 県内の博物館等と連携し、県内どこに住んでいても博物館活動（調査研究、展示、学習支援等）に参加可能な「熊本県総合博物館ネットワーク」の構築を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 博物学関係資料活用・学習支援事業 博物館ネットワークセンター収蔵品の企画展示や県内博物館等での移動展示、県内各地での講座や自然観察会、学校等の移動体験教室等への講師派遣を実施する。</p> <p>(2) 博物館ネットワーク推進事業 県内博物館資料の統一データベース及びポータルサイトの運用、県内博物館等と連携したイベントや情報誌の発行、学芸員等の研修会を実施する。</p> <p>(3) 博物館等施設の文化観光推進事業 地域に根差す文化・歴史・自然等の魅力を再発見するための調査を実施し、これに関連する講座や、マップ作成、エコツアーの実施等を行うことにより、観光資源へとつなげる取組を行う。</p>	<p>20,281</p> <p>12,592</p> <p>4,116</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：観光振興課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>1 観光産業の基幹産業化の推進</p>	<p>1 事業目的 観光地の受入体制整備に取り組むとともに、県内各地域の地域資源を活用した持続可能な観光地域の形成に取り組むことにより、雇用・経済の活性化にとって重要となる、観光産業の基幹産業化の推進を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 観光産業復興による雇用創出事業 観光関連産業における人手不足の解消を図るため、合同就職面談会、経営効率化や改善のためのセミナー、コンサルティングを実施する。</p> <p>(2) ガイド人材育成支援事業 広域周遊及び長期滞在の促進による観光消費額の増加を図るため、県内全域を案内できる広域ガイド人材の育成及びガイド需要との円滑なマッチングを図る環境整備を一体的に実施する。</p> <p>(3) 宿泊事業者受入環境整備緊急支援事業 物価高騰の影響を受ける宿泊事業者に対して、DX化による業務省力化等の生産性向上に資する受入環境整備を支援する。</p> <p>(4) 観光統計動態調査 県内の観光地を訪れた観光客の動態を調査・把握し、観光施策への反映、効果測定に活用する。</p>	<p>12,650</p> <p>15,000</p> <p>90,000</p> <p>14,464</p>	<p></p> <p>新規事業</p> <p>令和7年度繰越明許費 新規事業</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：観光振興課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 国内からの誘客の推進	<p>1 事業目的 国内観光客の減少が続く中、大型キャンペーンの実施により多くの国内客を本県に呼び込むとともに、観光情報の継続的な発信や県内周遊促進策の実施、教育旅行の誘致を進めることで、観光客数の安定的な確保を図り、本県観光の持続的な発展につなげる。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 観光誘客プロモーション推進事業 熊本地震から10年の節目となる今年夏(7~9月)に、JRグループと協力して「熊本 destination キャンペーン」を開催する。令和2年7月豪雨からの復興も併せて熊本観光の魅力を発信し、全国からの誘客を図る。</p> <p>(2) 国内観光誘致対策事業 本県の観光情報を効果的に発信するとともに、各地域や旅行会社、隣県等との連携を通じて本県への旅行需要を高め、国内からの誘客を促進する。</p> <p>(3) 教育旅行誘致推進事業 教育旅行の誘致に向けて、誘致セールスや学校関係者・旅行会社担当者を対象とした招請事業の実施等により、新規需要の獲得及び既存需要の定着を図る。</p> <p>(4) 食をフックにした誘客促進事業 本県の食の魅力を強みに、歴史・文化資源と組み合わせた食体験プログラムを新たに造成し、国内外の旅行会社を通じて販売することで、誘客促進を図る。</p>	<p>192,978</p> <p>29,574</p> <p>13,030</p> <p>10,390</p>	<p>令和7年度 繰越明許費 新規事業</p>

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：観光振興課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
5 海外からの誘客の推進	<p>1 事業目的 インバウンド需要の更なる獲得や、県内周遊を促進するため、熊本への旅行商品の造成や販売力強化等を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) インバウンド誘致推進事業 インバウンドの誘致推進のため、観光セミナーの開催、旅行博への参加、現地旅行会社の招請、SNSを活用した情報発信等を行う。</p> <p>(2) 台湾インバウンド誘客強化事業 台湾からのインバウンド誘客強化のため、観光レップ(現地代理人)や教育旅行の受入のための調整・相談窓口を設置する。</p> <p>(3) 韓国インバウンド誘客強化事業 韓国からのインバウンド誘客強化のため、観光レップ(現地代理人)を設置し、効果的なセールス・プロモーションを行う。</p>	<p>35,371</p> <p>23,500</p> <p>5,500</p>	
6 クルーズ船誘致・受入の推進	<p>1 事業目的 くまモンポート八代をはじめとする県内港へのクルーズ船誘致と、円滑な受入れのための受入体制強化に取り組み、県内各地への寄港地ツアーの充実等によりクルーズ船寄港の経済波及効果の拡大を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) クルーズ船誘致促進事業 クルーズ船寄港数の増加を目指し、船社のキーパーソン招請や展示会・商談会への出展、付加価値の高い寄港地ツアーの造成等によるクルーズ船誘致を実施する。</p> <p>(2) クルーズ船受入体制強化事業 クルーズ船寄港時のツアーバスの円滑な運用や環境整備、県内観光事業者との調整を行うとともに、クルーズ客の満足度向上のためのおもてなしを行う地元協議会への支援を行う。</p>	<p>15,571</p> <p>15,750</p>	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：観光振興課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(6 クルーズ船誘致・受入の推進)	(3) クルーズ船寄港効果向上事業 クルーズ船の寄港効果を高めるため、富裕層向けクルーズ船の誘致強化に取り組むとともに、寄港地ツアーの経済効果向上に向けて旅行会社等が県内の体験型観光を盛り込んだ新たなツアーを試行する際の支援を行う。	7,558	

令和8年度主要事業及び新規事業

課名：スポーツ交流企画課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 スポーツツーリズムの推進	<p>1 事業目的 2019年の大規模国際スポーツ大会で得たノウハウを活用し、国際バドミントン大会（熊本マスタースジャパン）、ツール・ド・九州の開催に向け官民一体となって取り組むとともに、スポーツツーリズムを推進することにより、交流人口の拡大や地域活性化を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 国際バドミントン大会誘致促進事業 国際バドミントン大会「熊本マスタースジャパン」の開催を通じて、交流人口の拡大を図る。</p> <p>(2) ツール・ド・九州受入環境整備事業 国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州」の開催を通じて、交流人口の拡大を図る。</p> <p>(3) アーバンスポーツ振興事業 アーバンスポーツのイベント開催や大会招致・合宿誘致等を通じて、交流人口の拡大を図る。</p> <p>(4) サイクルツーリズム推進・拡大事業 サイクリングに関するプロモーション強化や受入環境整備等を行うことで、サイクルツーリズムを推進し、交流人口の拡大を図る。</p>	<p>101,400</p> <p>96,991</p> <p>30,000</p> <p>7,200</p>	新規事業
2 官民共創による県有スポーツ施設整備推進	<p>1 事業目的 令和7年9月に決定した県有スポーツ施設の整備の方向性に基づき、官民共創による新アリーナ・新野球場の整備を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 官民共創による県有スポーツ施設整備推進事業 計画等策定へのアドバイザーや民間事業者へのサウンディング調査などを通じて、施設コンセプトや整備手法、事業費等を整理し、事業者公募に向けた準備を進める。</p>	113,363	新規事業

令和8年度当初予算 総括表

企業局

(単位:千円)

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
電気事業会計	収益的収支	収入	3,930,842	3,459,209	471,633
		支出	2,577,715	3,109,402	-531,687
		損益	1,353,127	349,807	1,003,320
	資本的収支	収入		265,554	-265,554
		支出	2,492,718	2,299,026	193,692
		差引	-2,492,718	-2,033,472	-459,246

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
工業用水道事業会計	収益的収支	収入	1,162,385	1,172,793	-10,408
		支出	1,284,647	1,278,984	5,663
		損益	-122,262	-106,191	-16,071
	資本的収支	収入	566,640	813,520	-246,880
		支出	629,138	1,270,841	-641,703
		差引	-62,498	-457,321	394,823

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
有料駐車場事業会計	収益的収支	収入	118,822	115,212	3,610
		支出	29,068	29,046	22
		損益	89,754	86,166	3,588
	資本的収支	収入			
		支出	50,707	50,000	707
		差引	-50,707	-50,000	-707

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
合計	収入総額		5,778,689	5,826,288	-47,599
	支出総額		7,063,993	8,037,299	-973,306

(工業用水道事業会計 内訳)

(単位:千円)

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
有明工業用水道	収益的収支	収入	795,451	798,509	-3,058
		支出	926,492	931,748	-5,256
		損益	-131,041	-133,239	2,198
	資本的収支	収入	297,126	494,991	-197,865
		支出	385,977	906,104	-520,127
		差引	-88,851	-411,113	322,262
八代工業用水道	収益的収支	収入	127,959	139,734	-11,775
		支出	156,106	143,460	12,646
		損益	-28,147	-3,726	-24,421
	資本的収支	収入	261,765	307,529	-45,764
		支出	234,361	345,737	-111,376
		差引	27,404	-38,208	65,612
芥北工業用水道	収益的収支	収入	238,975	234,550	4,425
		支出	202,049	203,776	-1,727
		損益	36,926	30,774	6,152
	資本的収支	収入	7,749	11,000	-3,251
		支出	8,800	19,000	-10,200
		差引	-1,051	-8,000	6,949

令和8年度主要事業及び新規事業

企業局

項目	説明	備考
<p>1 「経営戦略」に基づく取組みの推進</p>	<p>企業局では、経営基本計画（「企業局経営戦略2020」令和2年3月に策定。）に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場事業の3つの公営企業を経営している。</p> <p>同計画（戦略）では、「全事業の黒字化」、「新規事業に挑戦」及び「地域貢献の充実」の3つの戦略目標を掲げ、アクションプラン（年次計画）に基づき具体的な取組みを推進している。</p> <p>なお、同計画（戦略）については、令和7年度までに中間見直しを行い、引き続き3つの戦略目標のもとで半導体関連企業への工業用水供給に係る新規工業用水道事業の追加等を行った。</p> <p>【3つの戦略目標と主な取組み】</p> <p>(1) 全事業の黒字化</p> <p>電気事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所やダムの維持管理の強化 ・技術者の安定的確保と技術力向上、技術継承 <p>工業用水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規工業用水道整備の推進 ・コンセッション事業の円滑な運営と技術力の維持 ・関係市町等と連携した水需要の開拓の継続 <p>有料駐車場事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度による安定収入の確保 ・利用者サービスの向上 ・施設や設備の適切な維持管理 <p>(2) 新規事業に挑戦</p> <p>電気事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規水力発電所の建設に向けた取組み <p>工業用水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規工業用水道整備の推進（再掲） <p>有料駐車場事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営駐車場の新たな用途の検討 <p>(3) 地域貢献の充実</p> <p>県政貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県施策支援のための一般会計への繰出し <p>地元貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設所在市町村等のニーズに沿った効果的な支援 	

令和8年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位：千円)

項目	説明								予算額	備考		
2 電気事業	1 施設等の状況 R8.4.1現在								収益的収支 (収入) 3,930,842 (支出) 2,577,715 (損益) 1,353,127 資本的収支 (収入) 0 (支出) 2,492,718 (差引) -2,492,718			
	水力発電所区分	市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	緑川第三	笠振	菊鹿			合計	
	事業開始年月	S35.3	S35.3	S45.11	S45.4	H13.4	H8.9	H12.4			—	
	最大出力(kW)	15,600	2,400	29,000	6,400	540	1,100	560			55,600	
	ダム名	※市房ダム	幸野ダム	※緑川ダム	船津ダム		—	—				
	※市房ダム：熊本県土木部管理、緑川ダム：国土交通省管理											
	2 経営状況等											
	(1) 市房第一、市房第二、緑川第一及び緑川第二の4発電所については、固定価格買取制度(FIT)での供給による売電価格の上昇に伴い、年間十数億円程度の黒字を見込んでいる。											
	(2) FITが終了した菊鹿発電所(令和2年12月)及び緑川第三発電所(令和3年12月)並びにFIT適用外の笠振発電所については、令和8年度から10年度までの3年間の売電先をプロポーザル方式で公募した結果、九州電力への売電単価は11.90円/kWh(前期から1.75円の増)となった。											
	(3) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた小水力発電の開発について、流量調査の結果を基に検討を行う。											
(4) 県政貢献策として、令和3年度から、事業利益の一部を一般会計に繰り出している。(令和8年度：5億円)												
(5) 地元貢献策として、リニューアル事業を実施した4発電所の所在町村(美里町、湯前町、水上村)に対する交付金制度を令和5年度に創設。発電所が所在する市町村等が実施する催事に協賛している。												
(6) 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に寄与するため、荒瀬ダム撤去によって不要となった八代市坂本町所在の未利用地については、八代市からの要望に応え、無償で譲渡している。												
3 主な工事等												
・緑川第二発電所取水口除塵機更新工事 事業費 122,104千円												
・市房発電所放流警報装置更新工事 事業費 100,000千円												

令和8年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考																																								
3 工業用水道事業	1 施設等の状況 R8. 4. 1現在																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">有明工業用水道</th> <th style="width: 20%;">八代工業用水道</th> <th style="width: 20%;">苓北工業用水道</th> <th style="width: 20%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水開始年月</td> <td>S50. 6</td> <td>S52. 4</td> <td>H5. 8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基本使用水量料金 (円/㎡)</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>給水能力 (㎡/日)</td> <td>33, 860</td> <td>27, 300</td> <td>7, 200</td> <td>68, 360</td> </tr> <tr> <td colspan="5">契約及び給水状況</td> </tr> <tr> <td>契約企業数 (社)</td> <td>13</td> <td>22</td> <td>2</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>契約水量 (㎡/日)</td> <td>14, 767</td> <td>13, 702</td> <td>7, 060</td> <td>35, 529</td> </tr> <tr> <td>契約率 (%)</td> <td>43. 6</td> <td>50. 2</td> <td>98. 1</td> <td>52. 0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	有明工業用水道	八代工業用水道	苓北工業用水道	計	給水開始年月	S50. 6	S52. 4	H5. 8	—	基本使用水量料金 (円/㎡)	50	35	50	—	給水能力 (㎡/日)	33, 860	27, 300	7, 200	68, 360	契約及び給水状況					契約企業数 (社)	13	22	2	37	契約水量 (㎡/日)	14, 767	13, 702	7, 060	35, 529	契約率 (%)	43. 6	50. 2	98. 1	52. 0		
	区分	有明工業用水道	八代工業用水道	苓北工業用水道	計																																						
	給水開始年月	S50. 6	S52. 4	H5. 8	—																																						
	基本使用水量料金 (円/㎡)	50	35	50	—																																						
	給水能力 (㎡/日)	33, 860	27, 300	7, 200	68, 360																																						
	契約及び給水状況																																										
	契約企業数 (社)	13	22	2	37																																						
	契約水量 (㎡/日)	14, 767	13, 702	7, 060	35, 529																																						
	契約率 (%)	43. 6	50. 2	98. 1	52. 0																																						
2 経営状況等																																											
(1) 有明及び八代の両工業用水道については、いずれも多量の未利用水を抱え、さらに、有明工業用水道はダム使用权に係る減価償却費等の負担が大きく、令和3年度からコンセッション(公共施設等運営権)方式を導入するなど経費節減に努めているが、赤字が継続している状況。 引き続き、コンセッション運営事業者と連携し、工業用水の安定供給を図るとともに、需要拡大に努めていく。 なお、八代工業用水道については、令和5年11月から木質バイオマス発電施設に給水を開始(3,480㎡/日)したことにより、契約水量(契約率)が約13%上昇した。																																											
(2) 苓北工業用水道は、九州電力苓北火力発電所への供給により毎年度一定の利益を上げ、経営は安定している。 地元貢献策として令和2年度から地元の催事への協賛等を実施。																																											
3 主な工事等																																											
・都呂々ダム遠方監視制御システム更新設計委託 事業費 8,800千円																																											
		収益的収支 (収入) 1,162,385 (支出) 1,284,647 (損益) -122,262																																									
		資本的収支 (収入) 566,640 (支出) 629,138 (差引) -62,498																																									

令和8年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位：千円)

項 目	説 明			予 算 額	備 考	
4 有料駐車場事業	1 施設等の状況 R8. 4. 1現在					
	項 目	県営有料駐車場	県営第二有料駐車場			
	所 在 地	熊本市中央区 安政町3-9	熊本市中央区 新屋敷2-4-7	熊本市中央区 新屋敷3-9-10	収益的収支 (収入) 118,822	
	供用開始年月	S55.3	H3.2	H3.2	(支出) 29,068	
	建物構造	鉄骨構造6階7層	(平面駐車)	(平面駐車)	(損益) 89,754	
	延べ面積(m ²)	8,522.98	501.15	430.67		
	収容台数(台)	298	21	16		
	2 経営状況等				資本的収支	
	(1) 年間20万台を超えていた利用台数は、コロナ禍により年間15万台まで減少したが、年間20万台まで回復。				(収入) 0	
	(2) 平成28年度から指定管理者が料金を徴収する「利用料金制」を導入したが、基本納付金により、企業局の収入は安定。なお、令和8年度から5年間の指定管理者に日本パーキンググループを選定した。 自動精算機の導入やEV充電器の設置等のほか、障がい者割引制度の導入など利用者サービスの向上に努めている。				(支出) 50,707	
(3) 県政貢献策として、令和元年度から、事業利益の一部を一般会計に繰り出している。 (令和8年度：5千万円)				(差引) -50,707		

令和8年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位:千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>5 半導体関連企業への工業用水供給に係る新規工業用水道事業</p>	<p>1 事業目的 半導体関連産業の集積が進む中、地下水保全及び有明工業用水道の未利用水活用による収益確保・経営基盤の強化のため、セミコンテクノパーク周辺の半導体企業等に給水する工業用水を整備する。</p> <p>2 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 3,110百万円(工業用水道事業会計) ・事業内容 浄水場等施設整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ①浄水場地盤改良工事 ②浄水場施設工事 ③管路布設等工事 その他諸経費(職員給与費、借入金の支払利息等) ・負担割合 国4/10、県6/10(一部対象外経費あり) ・事業期間 令和6年度～ 	<p>(支出) 3,109,622</p>	<p>令和7年度建設改良費繰越額を含む</p>

令和8年度 当初予算 総括表

労働委員会

(単位:千円)

課 名	本 年 度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A)-(B)	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
審 査 調 整 課	125,523	124,201	1,322				125,523	
労 働 委 員 会 計	125,523	124,201	1,322				125,523	
内 訳	一 般 会 計	125,523	124,201	1,322				125,523
	特 別 会 計							

令和8年度主要事業及び新規事業

労働委員会

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 不当労働行為事件の 審査	使用者が、労働組合法第7条で禁止されている①組合員の不利益取扱い、②団体交渉拒否、③組合に対する支配介入等を行った場合に、労働組合又は労働者個人からの申立てに基づいて審査し、救済命令（又は棄却命令）を発する。 和解による解決を図ることもある。	1,346	
2 労働争議の調整	労働組合と使用者との紛争を当事者間で自主的に解決できないとき、労働関係調整法に基づき、当事者の申請等によりあっせん（又は調停、仲裁）を行う。	550	
3 個別労働関係紛争の あっせん	労働者個人と使用者との紛争を当事者間で自主的に解決できないとき、知事が定めた「熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則」に基づき、当事者の申請によりあっせんを行う。	902	